



学生便覧

弘前大学

2026年度

# 弘前大学の理念

## 《 理 念 》

弘前大学は、教育基本法の本質にのっとり、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人格者の育成をもって目的とする。

## 《 基本方針 》

### 弘前大学将来ビジョン

「世界に発信し、地域と共に創造する」をスローガンに掲げる弘前大学は、地域の「強み」でもある再生可能エネルギー、環境、被ばく医療及び食の4テーマを大学としての重点分野に位置付け、教育研究と地域連携を推進してきた。第3期中期目標期間にあつては、地域の特性に着目した研究成果に基づいたイノベーションの創出が実現したほか、教育研究、国際化及び管理運営面においても確実な成果を挙げることができた。第4期中期目標期間においても、地域のニーズや国の政策を的確に踏まえつつ、これまで積み重ねてきた本学の「強み」に更なる価値を創造することで、より一層地域の活性化に寄与し、地域社会全体の持続的発展を牽引することを基本方針とする。

新型コロナウイルス感染症を契機に起こった大きな社会変動を受け、地方創生の中核として、本学の特色ある世界水準の研究力を基盤とした、社会変革・地域創生を先導するイノベーションの創出と人材育成及び研究開発を推進する。

また、地域の「知」の拠点である本学の更なる発展を目指して、「特色ある地方国立大学」への転換を加速させる。そのために必要な教育・研究組織の再編・機能強化、少子化に向けた入試改革、学修者本位の教育改革及びポストコロナ時代の新たな国際化を推進する。

さらに、少子高齢化が進む地域の医療過疎の問題は我が国の地方創生を妨げる重要な課題でもあることから、高齢化が顕著な青森県において地域医療を担う本学が主体となって、各自治体と連携し、地方創生の基盤となる持続可能な新たな地域医療提供体制の構築を目指す。

以上の取組を実現するため、中長期的視点に立ち、学長のリーダーシップの下で、これまでの固定観念にとらわれない大胆かつ戦略的な経営・運営の改革を実行する。

### 教育改革

Society5.0で実現する社会では、共感力や対話力、創造力がより重要視される。そうした基礎力に加え、文理横断的な知を備えた、国際社会の変革や地域創生に臨機に対応できる人材の育成を目指し、教育改革を推進する。

学修者本位の教育の原点に基づき、教学IRの積極的活用、数理・データサイエンス教育の全学導入などを進め、FDの充実と学生の学修成果の可視化を図るほか、学生への各種支援をより一層強化する。

また、入試結果に基づいた入学者選抜方法などを検証するとともに入試広報の充実によって、多様な人材の確保に努める。

## 研究推進

国際的レベルの研究，新領域を開拓する基礎的研究，地域を守り，育てる研究を推進する。その中で，若手・女性研究者の支援，競争的研究資金の獲得，知的財産の創出と活用，国際共同研究の促進や人材育成の視点に基づき研究力を強化していく。

また，研究分野としては，環境・エネルギー・放射線，食・自然，健康寿命延伸，地域力向上，文化資源の活用を本学の重要なテーマと位置付け，研究の推進を図る。

## 大学の国際化

国際化は，高等教育機関である大学にとって不可欠な要素である。「攻めの農林水産業」を展開する青森県においても，農林水産品の輸出拡大を図っていく上でグローバルな視点を備える人材を求めており，地域と共に歩む本学においてもそのような人材の育成は重要な課題である。

本学や海外協定校への双方向の留学等（国際交流）に加え，オンラインを活用した国際的な教育研究の連携と環境整備を行い，ポストコロナ時代に対応した国際化の質的変換を図るとともに，地域と連動した取組を推進する。

## 地域連携・地域貢献

地域課題の解決や社会実装に役立つ教育や研究を通じて，地域を牽引する人材を育成し，地域定着を推進するとともに，イノベーション創出に取り組む。

「地域を支え，地域から支えられる大学」として，これまで培ってきた大学，自治体，産業界等との連携基盤をより一層強固なものとし，地域貢献を推進していくために，本学が先導し中核的な役割を果たすことにより，地域の活性化や地方創生を実現していく。

## 管理運営

教育・研究・地域貢献・高度医療等に係る大学の目標・計画について，学長がリーダーシップを発揮し，全学が共通認識を持ちながら，一体となって前進することを目指したガバナンスの強化を図る。こうした観点から，学内の管理運営体制，事務組織，職務の遂行方法などについて不断の見直しを行うとともに，大学運営の基盤となる財政力の強化を目指す。

## 教育・研究組織

第3期中期目標期間に実施した学部・大学院・研究所の改組を検証し，高等教育機関として必要な基盤学問領域を維持するとともに，本学の機能強化を発展させるべく，不断の改革を進める。今後の教育・研究組織の再編にあっては，それを支える教員組織の在り方についても見直す。

## 医療

地域の最後の砦として専門的かつ高度な最先端の医療を提供するとともに，情報通信技術などを活用し遠隔地への医療支援を推進する。

また，医師をはじめとする各種医療人材の育成や臨床研究などによる先進的医療技術の研究・開発に努めるため，教育・研究機関としての機能強化を図り，施設整備計画を推進するため経営基盤をより一層強化する。

# 学長メッセージ



学長 福田眞作

## 1 弘前大学の特徴

弘前大学は、明治9年（1876年）創立の青森県師範学校を原点に150年の歴史を持ち、歴史と文化の薫り高い城下町である弘前市に拠点を置いています。人文社会科学部、教育学部、医学部（保健学科、心理支援科学科を含む）、理工学部、農学生命科学部の5学部と、被ばく医療総合研究所、地域戦略研究所の2附置研究所、さらには、すべての学部に関連した大学院（修士課程、博士課程）からなる総合大学です。

## 2 教育目標

世界で活躍する人材やグローバルな視点に立って地域で活躍する人材の育成を目指しています。そのため、以下のような教育目標を設定しています。

- 1 ▶ 自ら見出した課題について、自ら学ぶこと（**アクティブラーニング**）を強く薦めています。
- 2 ▶ **教養教育**と各領域の**専門基礎教育**を重視し、それぞれの分野における必須科目を**コアカリキュラム**として設定しています。
- 3 ▶ 教養教育においては、外国語、特に**英語教育**を重視するとともに、**生涯にわたって学ぶ**ことを身に付けることを目指しています。
- 4 ▶ 外国語教育の充実に加えて、広い意味での**国際化教育**を重視しています。
- 5 ▶ 基礎ゼミナールやクラス担任制を通じて、**コミュニケーション能力**の向上や社会への適応、学びの基本的手法などを身に付けるよう配慮しています。
- 6 ▶ 学生同士や地域との交流促進、多様な学びの経験、体力の向上などを目指して、**課外活動**を奨励しています。
- 7 ▶ キャリア教育等を通じて就職へのモチベーションを高め、**就職活動を強力に支援**しています。

## 3 学部の特徴

それぞれの学部に関連する教育研究活動があります。

- ◇**人文社会科学部**：2課程5コースから構成されており、多様なカリキュラムを提供しています。人文社会科学系の学問分野をほぼ網羅的に学ぶことができる全国でもユニークな学部です。
- ◇**教育学部**：全国的に見てユニークな教員養成学を中心として、教員養成に重点化した数少ない専門学部です。
- ◇**医学部**：3つの学科で構成されており、医学科は医師を、保健学科は多様な医療専門職等を、心理支援科学科は心理支援職の養成を行います。
- ◇**理工学部**：理学と工学の融合に基づく教育を行い、材料科学、医用システム工学、再生可能エネルギー工学及び地球科学・防災工学等の特色ある研究を展開しています。
- ◇**農学生命科学部**：生物学科を有する農学系学部で、食に関するあらゆる分野から、生命および環境まで、幅広く学ぶことのできる学部です。

## 4 教育の充実

学問には限界はありません。したがって、大学での勉学の成果は個々の学生諸君の努力に依存しています。その努力には、**授業に参加**することが含まれるのは当然ですが、それだけではなく、自ら**予習・復習**することが大切です。ここで言う予習・復習は、必ずしも、授業に合わせたものに限られるのではなく、自分のペースでどんどん進めて良いのです。分からないことは、教員、先輩学生や書籍、インターネットなど、さまざまな方法で解決することができるでしょう。これからは、全く答えのない問題にも遭遇すると思います。むしろ、そうでなければなりません。弘前大学の充実した教育システムを大いに活用して、自分の力で、どこまでも広く、深く学問を展開していくよう期待しています。

# 《 学士課程 》

## 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

弘前大学は、学生の主体的・能動的な知的探求を通して、学生の知性ならびに人間性・社会性を育む教育課程を編成・実施します。

(1) 教養教育：教養教育は学生の探求の第一歩です。

見通す力

学生に人類の叡智たる諸学問の構造を俯瞰する機会を提供することで、複眼的思考および多元的価値観に立脚した省察を促します。これにより、国際社会や地域社会が抱える複雑な問題の本質を見通す力を養います。

解決していく力

学生に国際社会や地域社会の実情や問題の複雑さに触れる機会を提供します。これにより、学生が個人およびチームとして問題の解決に挑戦できるよう導いていきます。

(2) 専門教育：専門教育は、学生の探求の集大成です。

見通す力

学生に専門知識を体系的に教授することで、自然や社会への洞察を深化させます。

解決していく力

学生に、専門知識を国際社会や地域社会の問題解決に応用したり、高度な学識を活かして学術的問題の解決に取り組んだりする機会を提供します。これに加えて専門家としての見識と職業倫理も、実践を通して培います。

(3) 学士課程教育の再構築：学生の探求の過程こそが新しい学士課程の本質です。

学び続ける力

卒業後、学生が国際社会や地域社会の一員として充実した生活を送るとともに、より良い社会の実現に貢献していくことができるように、学生の探求の習慣を確立します。

## 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

弘前大学は、変化が激しく、将来予測が困難な時代にあってこそ力を発揮できる主体的・能動的な探究者を育み、高い倫理観をもって知的探求に取り組むための三つの力を身につけた者に対して学位を授与します。

- 学際的な教養と高度な専門性を身につけ、学術的観点から自然や社会を見通す力
- 学術的な知識を具体的な実践へ移し、国際社会や地域社会の問題を解決していく力
- 常に新しい問題に挑戦し続け、生涯にわたって自らを成長させていく学び続ける力

# 《 大学院課程 》

## 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

弘前大学大学院は学術の理論及び応用を教授し、自主的な研究を促すことによって、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを念頭に教育を行い、成績評価基準に基づき、厳格な評価を行います。

● 修士課程及び博士前期課程

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的に教育課程を編成し、実施します。

● 博士課程、博士後期課程及び後期3年博士課程

専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的に教育課程を編成し、実施します。

## 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

---

弘前大学大学院はその目標とする人材を育成するため、以下を修得した学生に対して、学位を授与します。

- 修士課程及び博士前期課程

基準となる単位を修得して広い視野に立って精深な学識を深め、かつ必要な研究指導を受けて専攻分野における研究能力、又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を身に付け、修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。

- 博士課程、博士後期課程及び後期3年博士課程

専攻分野について基準となる単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けて研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付け、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

# 弘前大学における学生等に係る個人情報の取扱いについて

弘前大学（以下「本学」という。）では、個人情報の重要性を深く認識し、個人情報の不正利用や漏えいを防ぐため、個人情報の適正かつ厳重な管理に努めています。

本学が保有する受験生、在学生、卒業生・修了生、保証人等に係る個人情報は関係法令等に基づき、「国立大学法人弘前大学個人情報管理規程」を定め、これに則り、以下のとおり取り扱います。

第1 本学は、次に掲げる個人情報を取得し、保有します。

- (1) 入学者選抜試験情報  
受験生の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、出身学校等の志願票記載事項、受験番号、入試成績、高等学校調査書情報 等
- (2) 学籍原簿記載情報  
学生の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、学籍番号、所属学部・学科等及び学籍異動履歴等並びに保証人等の氏名、住所、電話番号及び学生との続柄 等
- (3) 修学管理・指導情報  
履修・成績、進級・卒業判定 等
- (4) 授業料等納付情報  
口座振替情報、授業料債権情報 等
- (5) 授業料等減免情報  
家族氏名及び勤務先等、家計評価額、家計支持者の所得金額、入学料及び授業料減免額、特別控除額 等
- (6) 奨学金関連情報  
希望種別、希望月額、希望保証制度、振込口座等の奨学金申請情報、奨学生番号、支援区分、貸与月額、学修状況等の奨学金継続申請情報 等
- (7) 学生健康管理情報  
身長、体重、尿検査、視力、心電図、X線検査結果、健康診断結果 等
- (8) 進路関連情報  
進路希望及び就職活動、就職内定先、卒業後進路 等
- (9) その他の情報  
寄宿舎入寮者情報、学内施設・設備利用手続き等に関する情報、課外活動に関する情報、合理的配慮に関する情報、メールアドレス・パスワード等学内認証記号、会員ID等の校愛会会員情報、写真、映像、保護者等のメールアドレス 等

※各々の情報で、明らかに重複する項目、例えば「学生の氏名」などは一度の表記としています。

第2 第1に掲げる個人情報の利用目的は次のとおりです。

- (1) 入学者選抜業務  
入学者選抜、合否判定、入学手続き、入学者選抜方法改善の業務 等
- (2) 教務関係業務  
本人確認、本人への通知・連絡、掲示、家庭又は保証人等への連絡、各種証明書の発行、履修登録、授業・試験の実施、成績処理、進級・卒業等手続き、学位記の発行 等
- (3) 学生支援業務  
授業料減免関係業務、各種奨学金受給等関係業務、課外活動支援業務、寄宿料徴収関係業務、障害学生支援に関する業務 等
- (4) キャリア支援業務  
求職登録、進路（就職）支援業務、進路（就職）関係業務 等
- (5) 健康管理業務  
健康診断の実施、健康診断証明書の発行、健康安全管理関係業務 等
- (6) 学内施設等利用管理業務  
寄宿舎入退寮管理業務、図書館利用管理・図書貸出業務、学内情報ネットワーク業務、学内福利厚生施設等利用手続き、入退出管理業務、課外活動関係業務 等

(7) その他

授業料等徴収関係業務，統計調査及び分析，教育改善のための調査研究，本学が発行等をする各種刊行物等への掲載及び送付，災害時等における安否確認，本学との雇用締結業務，弘前大学校愛会事業関係業務 等

- 第3 第2に掲げる利用目的に係る個人情報の取扱い業務の全部又は一部を外部に委託する場合があります。この場合、契約書に秘密保持等の義務等の事項を明記するとともに、必要に応じ、委託先における責任者等の管理体制，個人情報の管理の状況について確認します。
- 第4 弘前大学基金（弘前大学基金事務局），本学の後援会又は同窓会，弘前大学生生活協同組合から要請があった場合には，安全確保の措置を講じた上で，当該組織の事業に必要な範囲内において，個人情報を当該組織に提供することがあります。
- 第5 教育実習校，社会福祉施設，特別支援学校等の実習先施設から要請があった場合には，実習を円滑に実施するため，個人情報を当該実習先施設に提供することがあります。
- 第6 第3から第5に掲げる場合の他，次に掲げる場合を除き，個人情報の利用又は第三者に個人情報を提供することはありません。（事前に本人の同意を得た場合を除く。）
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合であって，本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって，本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって，本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (5) 学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
  - (6) 学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人情報を提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み，個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
  - (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって，当該第三者が当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み，個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- 第7 第1に掲げるもの以外の個人情報を保有する場合又は利用目的に変更が生じた場合には，文書，メール等による通知又は本学ホームページ上への掲載等による公表を行います。
- 第8 個人情報の管理等，制度に関する問合せ及び当該制度に基づく保有個人情報の開示，訂正又は利用停止の請求については，総務部総務企画課及び学務部教務課が対応します。

※記載の内容は令和7年度の内容です。令和8年度中に改正を予定していますので、最新の情報は下記URLを参照してください。

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/privacypolicy/>

# 目次

## 01 業務担当窓口及び各種手続きまとめ

① 業務担当窓口	2
② 各種手続（抜粋）の概要一覧〈各学部・研究科で取扱うもの〉	3
③ 各種手続（抜粋）の概要一覧〈総合教育棟の各窓口で取扱うもの〉	4
④ 各種手続 証明書自動発行機で取り扱うもの〈総合教育棟, 附属図書館本館, 医学部校舎〉	4

## 02 学生生活

① 学生担任制度	6
② オフィスアワー	6
③ 授業料の納付	7
④ 経済支援	9
⑤ 福利厚生（学寮, 学生保険, 国民年金）及び各種相談の受け入れについて	14
⑥ 健康管理について	19
⑦ 自習室・休憩場所等一覧	20
⑧ 課外活動について	21
⑨ 学生生活上のマナー	24
⑩ 連絡体制について	28

## 03 学生表彰制度及び懲戒

① 学生表彰制度及び懲戒	30
--------------	----

## 04 国際交流

① 国際交流	33
② 国際連携本部（サポートオフィス）	35
③ English Loungeについて	35

## 05 資格取得

① 教育職員免許状	37
② その他の資格	41

## 06 就職関係

① キャリアセンターについて	43
② インターンシップについて	44

## 07 学生に係る主要規程（関係規程は弘前大学HPをごらんください。）

## 08 キャンパス案内（構内図・業務担当窓口・配置図）

① 学部・研究科等（業務担当窓口含む）連絡先等	48
学生歌	52

# 01

## 業務担当窓口及び 各種手続きまとめ

## ① 業務担当窓口

業務内容		担当名		電話番号 (市外局番) 0172	概要 説明頁			
①各学部等で所掌のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部等の専門教育に関すること</li> <li>住所届（現住所・帰省先）</li> <li>長期欠席届※、休学願（期間延長）、復学願、退学願</li> <li>転学部、転学科、転課程願</li> <li>氏名変更届、旧姓使用届、通称名使用届</li> <li>公欠届※</li> <li>海外渡航届※</li> <li>各証明書（証明書自動発行機で取扱いしない証明書） 〈③以外のもの〉の発行</li> </ul> <p>※印の事項は電子申請 （詳細はCAMPUSSQUARE参照）</p>	各学部・大学院の教務・学務担当等	人文社会科学部	39-3940	3~4			
			人文社会科学研究科					
			教育学部	39-3939				
			教育学研究科					
			医学部医学科	39-5204				
			医学研究科					
			医学部保健学科	39-5911				
			医学部心理支援科学科					
			保健学研究科					
			理工学部	39-3930				
			理工学研究科					
			農学生命科学部	39-3752				
			農学生命科学研究科					
			地域社会研究科	39-3960				
地域共創科学研究科								
②総合教育棟で所掌のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養教育に関すること</li> <li>学芸員資格に関すること</li> <li>教育実習・介護等体験実習（教育学部以外）</li> <li>ピアサポーターに関すること</li> <li>パソコンの貸出</li> <li>入学料及び授業料の減免・徴収猶予に関すること</li> <li>奨学金関係</li> <li>学生教育研究災害傷害保険に関すること</li> <li>学生相談全般に関すること</li> <li>障害等による修学支援などについて</li> <li>学生会館</li> <li>学寮関係</li> <li>課外（サークル）活動に関すること</li> <li>就職に関すること</li> <li>キャリア支援に関すること</li> <li>インターンシップに関すること</li> <li>留学に関すること（学生の派遣関係） （留学生受入関係）</li> <li>国際交流会館</li> <li>心身の健康に関すること</li> <li>入試に関すること</li> </ul>	教務課	教養教育担当	39-3106				
			修学・実習担当	39-3136	41 37~40			
			教務企画担当	39-3108				
		学生課	経済支援担当	39-3117	9~15			
			学生相談担当	39-3112	16~18			
			学生特別支援室	39-3266				
			学生・企画担当	39-3113	23~24			
			課外教育担当	39-3107	14 21~23			
			就職支援室 キャリアセンター	39-3129	43~44			
			国際連携本部 サポートオフィス	39-3114	33~35			
		39-3109						
		39-3875		14				
		保健管理センター	39-3128	19				
入試課	39-3122							
③証明書自動発行機	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学証明書</li> <li>学割証</li> <li>在学証明書</li> <li>健康診断証明書</li> <li>卒業又は修了見込証明書</li> </ul>	教務課	学務情報担当	39-3110	3~4			
						情報連携 統括本部	情報基盤センター	39-3721
								39-3726

## ② 各種手続(抜粋)の概要一覧〈各学部・研究科で取扱うもの〉

事 項	概 要 等	提出先
住所届 (現住所・帰省先)	現住所等に変更があった場合	
長期欠席願※	病気その他の理由により、引き続き1か月以上欠席しようとする場合は速やかに願い出てください。病気による場合は、医師の診断書を添えてください。	
休学願 (期間延長), 復学願	病気その他の理由により3か月以上出席することが出来ない場合や、休学しようとする場合には、所定の手続きを必要としますのでそのような事態になった場合は、速やかに願い出てください。 休学期間が満了になっても、なお引き続いて休学する必要がある場合は、許可されている期間が終わる前までに、休学の延長をお願い出てください。 病気による休学の場合は、休学願に医師の診断書を添えてください。 休学する場合は、授業料との関係がありますので、新しい学期が始まる前に申し出てください。 休学期間が満了する前に休学した理由が消滅した場合は、願い出により、復学することが可能です。	
退学願	やむを得ない事情により退学しなければならなくなった場合は、願い出なければなりません。もし、退学願を出さないで、または許可されないまま通学しなかった場合は、引き続いて在学しているものとして取り扱われます。特に留意してください。 退学する場合は、授業料とも関係しますので、新しい学期が始まる前に申し出てください。	
転学部、転学科、 転課程願	提出の期限が早めに設定されている学部もありますので、希望する場合は、転学部、転学科、転課程を希望する年度の前年12月上旬まで(教育学部への転学部、教育学部内の転課程等は11月上旬まで)に願書の期限等を担当に照会してください。	所属する学部・研究科の教務担当・学務担当
氏名変更届、旧姓使用届、 通称名使用届	戸籍抄本等を添えて、届け出てください。	※印の事項は電子申請 (詳細はCAMPUS SQUARE参照)
公欠届※	忌引き、感染症、裁判員及び検察審査会制度等により授業を欠席する場合は公欠届を事実を証明する書類とともに提出してください。 提出後、授業担当教員へ公欠扱いとなった授業の措置について確認してください。 試験等が受験できなかった場合は、併せて「追試験願」も提出してください。 詳細・届け出様式については下記URLを参照してください。 <a href="https://gkm.hirosaki-u.ac.jp/kyoikuinfo/campus/absence.html">https://gkm.hirosaki-u.ac.jp/kyoikuinfo/campus/absence.html</a>	
海外渡航届※	海外において自爆テロ事件、大規模な災害(地震、津波、台風など)等が頻発に発生していることから、本学として危機管理の徹底を図るため、学生の海外旅行の状況を把握しています。 本学と協定を結んでいる諸外国の大学への留学を含め、私事による留学や観光等のために海外渡航の計画がある場合には、その旨をクラス担任に報告し、海外渡航届を担当に出国の5日前までに提出してください。 <u>その際「在留届」や「たびレジ」への登録も忘れないようにしてください。</u>	
成績証明書	成績を証明します。	
卒業又は修了証明書	卒業又は修了を証明します。	
その他の証明書 上記以外に必要な証明書	担当窓口で内容を相談し申し込みください。	
再入学願	希望する者は、再入学先(かつて所属していた)の学部・研究科の教務・学務担当に照会してください。	

### ③ 各種手続(抜粋)の概要一覧 〈総合教育棟の各窓口で取扱うもの〉

事 項	概 要 等
授業料減免・徴収猶予関係 奨学金関係 学寮関係 学生教育研究災害傷害保険関係 学生団体関係届出 アルバイト関係	P9～頁参照 P11～頁参照 P14～頁参照 P14～頁参照 弘前大学各学部共通規程 第18条～第20条の2 P13頁参照
学生証	<p>学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯し、本学教職員の請求があれば、提示しなければなりません。このカードで在学証明書、卒業・修了見込証明書、学生生徒旅客運賃割引証(学割証)、通学証明書の証明を証明書自動発行機で入手できます。裏面は図書館利用カードになっています。</p> <p>有効期限は、最短修業年限です。有効期限が過ぎたり、また卒業、退学等によって学籍を離れたときは、自分の所属する学部・研究科の教務・学務担当へただちに返還してください。</p> <p>盗難、紛失等の場合も同様に速やかに届け出るとともに、後日発見できなかったときは改めて下記URLから再交付願を提出して交付を受けてください。再発行は翌日以降になります。</p> <p><a href="https://forms.office.com/r/XkM4KnsZ8X">https://forms.office.com/r/XkM4KnsZ8X</a></p>

### ④ 各種手続 証明書自動発行機で取り扱うもの〈総合教育棟, 附属図書館本館, 医学部校舎〉

<p>○証明書自動発行機での取扱事項について</p> <p>証明書自動発行機は、総合教育棟1階、附属図書館本館1階、医学部基礎校舎1階、保健学科校舎1階に設置しています。</p> <p>稼働時間は土、日、祝日、夏季一斉休業期間及び年末年始を除いた日の8:00～20:00となります。</p> <p>なお、上記に関わらず、附属図書館本館内自動発行機は開館時間内の8:30～20:00は利用できます。</p> <p>発行機の利用には、学籍番号とパスワードの入力が必要です。</p> <p>時間に余裕をもって利用してください。</p>	
通学証明書	<p>鉄道関係の交通機関を利用して通学する学生が通学定期乗車券を購入するときに必要となります。</p>
学生生徒旅客運賃割引証(学割証)	<p>帰省・就職活動等のためにJRを利用するときには、学割証を使用すると旅客運賃の割引を受けられます。学割証は、本人のみ使用できます。本人以外の者が不正に使用した場合には、追徴金(普通運賃の3倍)が課せられます。</p> <p>一人当たり原則として年間(4月～翌年3月)20枚使用できます。追加発行の必要がある場合は学務情報担当に申し出てください。学割証の有効期間は発行から3か月です。計画的な使用をお願いします。</p>
在学証明書	<p>本学に在学していることを証明します。</p>
健康診断証明書	<p>当該年度の定期健康診断を受診した学生へ発行します。</p>
卒業見込証明書 修了見込証明書	<p>最終学年でないと発行されません。</p>

# 02

学生生活

## ① 学生担任制度

皆さんの大学における学習や生活等の相談に対し、具体的に指導・助言することにより学生生活の支援を強化し、もって優れた人材として社会に送り出すことを目的として、学生担任制度を設けています。

各学部では、学習及び生活全体の指導を行うため、クラスを編成し、各クラスに担任教員をおいており、担任教員と学生及び学生相互の人的交流の場として、クラスアワー等の時間を設けています。

クラスアワー等は、担任教員が大学の運営に必要なことを周知したり、また、皆さんの意見を聞き、より良い学生生活が送れるように導く時間でもあります。

## ② オフィスアワー

オフィスアワーとは教員が各自の研究室において、学生からの履修相談や進路指導（進学や就職）などについて学生と一緒に考えるための特定の時間帯で、すべての教員がオフィスアワーを設けることになっています。

いろいろな話ができますので、気軽に訪問してオフィスアワーを活用してください。

各教員のオフィスアワーは、学部掲示板及びキャンパススクエア掲示板で確認してください。

予約が必要な教員もおりますので、訪問する際は確認してください。

### 学長オフィスアワー実施のお知らせ

学長と本学の学生・教職員が直接対話する機会を設けるため、下記のとおり学長オフィスアワーを実施しています。どうぞお気軽にお越しください。

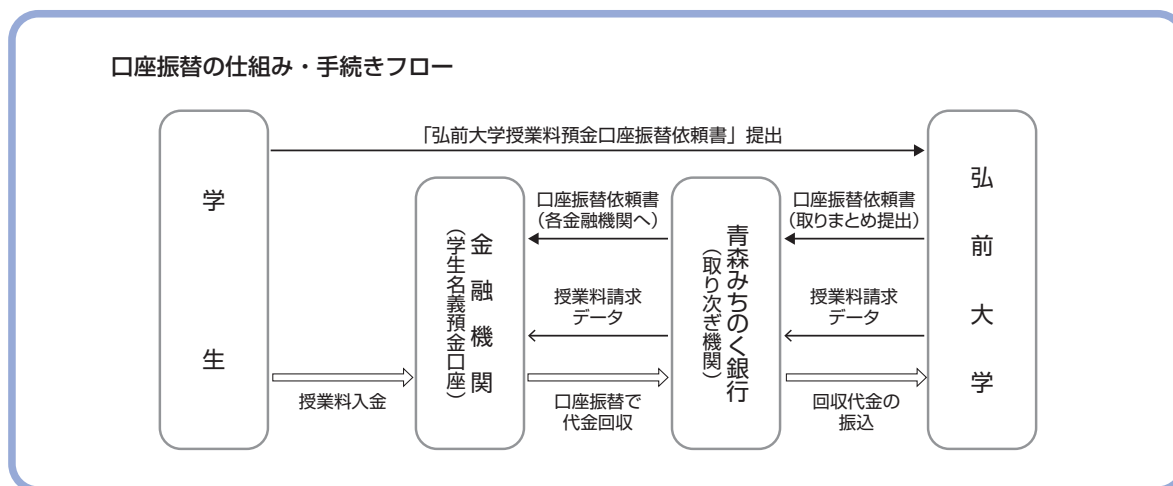
なお、都合により実施日に変更がある場合は、大学ホームページ及び学生用掲示板等への掲示によりお知らせします。

- 学長オフィスアワー実施日：原則として毎月第1金曜日及び第3木曜日
- 対応時間：1件あたりの時間は20分程度となります。ただし事案によってはこれによりません。
- 申し込み：予約は特に必要としませんが、先約者がいる場合もありますので、事前に確認ください。
- 問い合わせ先：総務部総務企画課（秘書室） 電話番号 0172-39-3004

### ③ 授業料の納付

本学の授業料の納付方法は、学生本人名義の預金口座からの口座振替となっています。

この方法は、光熱水費等公共料金の自動振替と同じように、自動的に授業料が引き落としされますので、一度の手続き（預金口座開設及び口座振替依頼手続き）により、卒業（修了）するまでの間、現金紛失事故等の危険性が無く授業料を納めることができます。



#### 1. 授業料の引き落としについて

##### (1) 授業料の納期及び引き落とし日

授業料の納付期限は、前期分が5月31日、後期分が10月31日です。

2026（令和8）年度は以下の日程で届出口座からの引き落としを行いますので、引き落とし日の前日までに届出口座に入金してください。

2026年度	前期分	後期分
	5月27日（水）	10月27日（火）

※入学手続き時に納付済みの新入生は除きます。

※授業料減免申請が受理された学生については、減免結果通知後に引き落としを行います。  
全額免除以外の結果が通知された場合は、速やかに届出口座に入金してください。

##### (2) 授業料の金額（2026年4月1日現在）

区分	授業料年額	前期分	後期分
学部学生	535,800 円	267,900 円	267,900 円
大学院生	535,800 円	267,900 円	267,900 円

（在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。）

##### (3) 残高不足等による引き落とし不能の取扱い

残高不足等により引き落としが出来なかった場合は、掲示等により督促を行ったうえで翌月に再度引き落としを行いますので、速やかに届出口座に入金してください。

掲示等による督促や保証人宛の督促を行っても納付しない場合は、学則第35条もしくは大学院学則第46条（除籍）が適用されますので注意してください。

##### (4) 領収証書の交付

授業料が引き落とされると、「ヒロサキダイ」と預金通帳へ記帳されます。（なお、金融機関によって印字名等が異なる場合があります。）

原則として大学からの領収証書は発行しませんが、やむを得ない理由で必要な場合は、「4. その他不明な点の問い合わせ先」まで申し出てください。

## 2. 入学手続き時以降の手続き及び変更について

口座振替の手続きについては入学手続きの際に案内していますが、入学後でも手続きを行うことができます。手続きが済んでいない場合は、速やかに下記の必要書類を提出してください。

また、在籍途中に届出口座、預金者の氏名等を変更する場合は手続きが必要ですので、速やかに「4. その他不明な点の問い合わせ先」まで申し出てください。

### (1) 必要書類

「弘前大学授業料預金口座振替依頼書」用紙に必要事項を記入し、4枚複写のうち上3枚（金融機関用、青森みちのく銀行ワイドネット担当行、弘前大学用）を所属する学部・研究科の教務・学務担当又は財務管理課収入担当窓口へ提出してください。4枚複写の残りの1枚（預金者用）は本人控となりますので大切に保管してください。

手続きには期間を要するため、引き落とし月の前月5日頃までに提出してください。

### (2) 口座振替対象口座

学生本人名義の預金口座からの引き落としとなりますので、口座がない場合は開設をお願いします。

全国の金融機関の口座が利用できますが、以下の農協、漁協の預金口座については本学の授業料の口座振替ができませんので注意してください。

【取扱不可農協】 農林中金

【取扱不可漁協】 秋田県、大阪府、岡山県、神奈川県、岐阜県、群馬県、埼玉県、滋賀県、栃木県、長野県、奈良県、山梨県、和歌山県

## 3. 休学・退学等

授業料の引き落とし処理にも関係しますので、休学・退学等を願い出ようとする場合は、早めに所属する学部・研究科の教務・学務担当に相談してください。

## 4. その他不明な点の問い合わせ先

財務部財務管理課収入担当 電話番号 0172-39-3885（直通）

受付時間 8:30～17:00

※土・日・祝日は不在となります。

## 4 経済支援

### I 学部学生の授業料減免・徴収猶予

2020年4月以降に日本学生支援機構の給付奨学生に採用された学部学生で給付奨学金の状態が「振込中」又は多子世帯支援対象の者は、本学に対して授業料減免を申請し、かつ、学長の許可を受けた場合、その期分の授業料が減免されます。

なお、授業料の減免額は日本学生支援機構の給付奨学生の支援区分に応じて、「全額免除」「全額の3分の2免除」「全額の3分の1免除」のいずれかになりますが、正式な授業料の減免額は、本学から通知しますので、通知を受けた後に、支払区分に応じて授業料を納付してください。

#### 授業料の徴収猶予

本学の学部入学前に日本学生支援機構の給付奨学生の（予約）「採用候補者」となった方で、本学から通知された前期分授業料の減免額が「全額の3分の2免除」又は「全額の3分の1免除」となった方に限り、前期分授業料の徴収猶予を申請することができます。

#### 「在学採用」の申請時期及び結果通知時期

毎年4月及び9月に「在学採用」の申請を受け付けます。

その後、授業料減免の結果を8月頃及び1月頃に申請者に対して通知します。

ただし、家計支持者の死亡、解雇、病気による半年以上の休職、大規模自然災害による被災などにより、家計状況が急変した場合は、随時、給付型奨学金（家計急変）の在学採用の申請を受け付けます。

**なお、「在学採用」に申し込んだ者は、授業料減免の結果が通知されるまでの間、授業料の納付が猶予されます。**

弘前大学トップページ (<https://www.hirosaki-u.ac.jp/>)

在学生の方へ > 授業料・奨学金について調べたい

#### 要件等

日本学生支援機構の給付奨学生に採用されるための要件等については、日本学生支援機構のホームページで確認してください。

なお、国籍や高校を卒業してからの経過年数など、日本学生支援機構が定める要件を満たしていない者は、日本学生支援機構の給付奨学生に申し込むことはできません。ただし、多子世帯支援対象へ申し込む方は、この限りではありません。

日本学生支援機構のホームページ (<https://www.jasso.go.jp/>) の「奨学金の申込資格や支給額、申込方法を知りたい」>「申込資格や採用基準を満たしているか知りたい」>「進学後に在学している大学等で申し込みたい方（在学採用）」>「給付型奨学金」>「申込資格」



日本学生支援機構

#### 注意事項

日本学生支援機構の給付奨学生に申し込んだ者（在学採用申請者）及び予約採用で給付奨学生となった者は、本学から授業料減免の通知があるまで、授業料の納付が猶予されますので、絶対に、本学からの通知が届く前に授業料を支払ってはいけません。

授業料の口座振替（代行納付）の手続をしても、口座から引き落とされることはありません。

本学から授業料減免の通知を受ける前に、自己判断で授業料を振り込まないように十分に注意してください。

#### 問合せ先

学務部学生課生活支援グループ

## II 大学院生の授業料免除・徴収猶予（延納及び月割分納）

本学の大学院生（科目等履修生，研究生，聴講生等を除く。）で，下記の「申請資格」のいずれかに該当する場合は，本人の申請に基づき選考の上，その期分の授業料の免除又は徴収猶予を許可されることがあります。

なお，大学院生の授業料免除予算には限りがあるため，基準に合致していても免除該当とならない場合があります。

また，所属する課程区分によって審査方法及び免除区分が異なります。詳細は各期にホームページで案内する「申請のしおり」をご覧ください。

### 申請資格

【授業料免除】（修士課程，専門職学位課程，博士前期課程）

1. 経済的理由により授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者  
ただし，次の①又は②のいずれかに該当する者は申請資格がありません。
  - ① 結果通知前に当該期分授業料を納付した者  
注）納付した金額によらず，結果通知前に授業料を納付してしまった者は授業料免除申請資格を失いますので，速やかに当該期分の授業料全額を支払っていただくことになります。十分にご注意ください。
  - ② 修業年限を超えて在学している者
2. 授業料の各期の納付前6か月以内（新入学者の入学した日の属する期分に係る場合は，入学前1年以内）において，学生の主たる学資負担者が死亡し，又は学生若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けた者
3. 上記2に準ずる場合であって，学長が相当と認める理由がある者

【授業料免除】（博士課程，博士後期課程，後期3年博士課程）

1. 経済的理由により授業料の納付が困難であり，かつ学業優秀と認められる場合。  
ただし，次の項目いずれかに該当する場合を除く。
  - 社会人（正規雇用）の者
  - 申請日から1年間の申請者本人の収入見込みが180万円を超える者
  - 日本学術振興会の特別研究員，国費外国人留学生，次世代研究者育成推進事業に採択された者
  - 授業料免除結果通知前に授業料を納付した者
2. 授業料の各期の納付前6か月以内（新入学者の入学した日の属する期分に係る場合は，入学前1年以内）において，学生の主たる学資負担者が死亡し，又は学生若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けた場合。

【授業料徴収猶予】

[授業料延納]

1. 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者
2. 学生又は学資負担者が災害を受け，納付が困難であると認められる者
3. その他やむを得ない事情があると認められる者

[授業料月割分納]

1. 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる者
2. その他やむを得ない事情があると認められる者

### 申請期間

申請は，前・後期の各期になりますので注意してください。

前期は1月頃から，後期は7月頃からの予定です（詳細は掲示でお知らせします）。

### 結果通知等

1. 通知時期は次の予定です。  
免除：前期7月上旬，後期12月～1月  
徴収猶予：前期5月上旬，後期11月～12月上旬
2. 免除を許可されなかった者及び一部免除を許可された者は，本学で指定する期日までに免除結果通知書に記載された金額を納付しなければなりません。

### その他

1. 期限を過ぎてからの申請は一切受付できません。
2. 免除申請が受理された学生は、結果通知があるまでは授業料の納付が猶予されますので、それまでは納付しないでください。授業料の口座振替（代行納付）の手続をしていますが、口座から引き落とされることはありません。

### 問合せ先

学務部学生課生活支援グループ

なお、医学研究科・保健学研究科の学生については、次のとおりとなります。

対象学生	提出先
①大学院医学研究科学生	医学研究科学務グループ
②大学院保健学研究科学生	保健学研究科学務グループ

## Ⅲ 奨学金について

### 1. 日本学生支援機構 ※変更になる場合があります。その場合は、掲示でお知らせします。

日本学生支援機構は独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給、その他学生等の修学の援助等を行う機関です。

給付奨学金については、「I 学部学生の授業料減免・徴収猶予」をご覧ください。

貸与奨学金については、以下のとおりです。

#### (1) 貸与奨学金の出願資格

人物・学業ともに優れ、経済的理由により著しく修学に困難があり、奨学金の貸与が必要であると認められた者に限ります。

#### (2) 貸与奨学金の種類等

##### 【学部学生を対象】

奨学金の種類		募集時期	貸与始期	貸与終期	貸与月額（円）	
第一種 （無利子）	予約採用	（入学前）	4月	最短修業 年限の 終期まで	自宅通学	2万・3万・4万5千から選択 （所得制限あり）
	在学採用	4月又は 9～10月	4月又は 10月		自宅外通学	2万・3万・4万・5万1千から選択 （所得制限あり）
第二種 （有利子）	予約採用	（入学前）	4月		2万～12万までの間で選択 （1万刻み）	
	在学採用	4月又は 9～10月	本人の 希望月			

※日本学生支援機構の給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。  
詳細は日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

##### 【大学院学生を対象】

奨学金の種類		募集時期	貸与始期	貸与終期	貸与月額（円）	
第一種 （無利子）	予約採用	前年度の 10月頃	4月	最短修業 年限の 終期まで	修士課程・博士前期課程・専門職学位課程 8万8千又は5万 博士課程・博士後期課程 12万2千又は8万	
	在学採用	4月又は 9～10月	4月又は 10月		5万・8万・10万・13万・15万 から選択	
第二種 （有利子）	予約採用	前年度の 10月頃	4月			
	在学採用	4月又は 9～10月	本人の 希望月			

入学時特別増額貸与奨学金（有利子） 10万・20万・30万・40万・50万円のうちから選択  
1年次において、第一種奨学金の貸与を受ける者と、入学年月を貸与始期として第二種奨学金の貸与を受ける者は、希望により、初回振込時に貸与月額に増額して貸与することができます。

## (3) 出願の手続

出願を希望する者は説明会に出席して必要書類を受領し、指定された期限までに学務部学生課窓口へ提出してください。(期限後は受け付けしません。)

## (4) 奨学生の採用

採用者には初回入金後、学務部学生課窓口において「奨学生証」・「奨学生のしおり」・「返還誓約書」等を配付します。「返還誓約書」は指定された期限までに提出しなければなりません。

## (5) 奨学金の交付

奨学金は毎月11日頃（「奨学生のしおり」参照）に指定の銀行預金口座に振り込まれます。

## (6) 奨学金の継続手続

奨学生は毎年、インターネットにより「奨学金継続願」を提出しなければなりません。なお、期限までに提出しない場合は、奨学生の資格を失うこととなります。

## (7) 奨学金の停止・廃止

学業成績が著しく不振又は修得単位数不足の場合、あるいは懲戒処分を受けた場合や学校内外の規律を乱した場合は奨学金を一定期間停止又は廃止することもありますので、常日頃から学業に励むよう心掛けてください。

## (8) 異動の届出

退学、休学、復学、留学、辞退等の異動（奨学生としての資格に変更）があった場合や、銀行口座、住所、電話番号等の変更があった場合は、速やかに学務部学生課に届け出て、所定の手続きをとらなければなりません。

## (9) 奨学金の返還・猶予・免除

- ① 満期、辞退、廃止等で貸与が終了した場合は、所定の方法で返還しなければなりません。
- ② 貸与終了後に、引き続き在学（又は進学）する場合は、「在学猶予願」を提出することにより在学中は返還期限が猶予されます。

また、入学前在学校（高専等）で日本学生支援機構奨学生であった学生は、入学後「在学猶予願」を提出してください。

- ③ 奨学金の返還中に災害や傷病などのやむを得ない事情で返還困難になった場合は、速やかに願い出ることによって返還の期限が猶予されることがあります。
- ④ 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全額または一部（半額）の返還が免除される制度（「大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除」）があります。募集は、貸与終了年度の12月頃を予定しています。

## (10) その他

- ① 奨学生への連絡事項は、メールや掲示等により周知します。弘大メールや、学生課・CAMPUS SQUAREの掲示等を随時確認してください。
- ② 家計の急変（主たる家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡若しくは火災、風水害等の被災）で奨学金を緊急に必要とする場合は「緊急採用（第一種）」・「応急採用（第二種）」の申込を随時受付しています。希望者は学務部学生課窓口へ問い合わせてください。

## 2. 弘前大学生生活支援奨学金について

本学では、一時的に経済的理由により生活が困難な学生に対し、生活費に充てる奨学金を貸与しています。奨学金は一括交付し、無利子です。

詳細については、学務部学生課へお問い合わせください。

## 3. 岩谷元彰弘前大学育英基金（奨学金給付事業）

本学への寄附金を活用した給付型奨学金制度で、家庭の所得制限（日本学生支援機構第一種奨学金基準（学部用））・学業成績優秀等の基準を満たした応募者の中から、奨学生（学部生24名・大学院生6名）を選考し、奨学金一人20万円の給付を行っています。募集は10月～11月（予定）頃で、掲示・ホームページなどでお知らせします。

#### 4. 弘前大学基金 トヨペット未来の青森県応援事業

本事業は、青森トヨペット株式会社からの寄附を活用した給付型奨学金制度で、経済的支援により更なる飛躍が期待される学生4名に奨学金一人25万円の給付を行っています。募集時期・条件等については、掲示・ホームページなどでお知らせします。

#### 5. 弘前大学基金 弘前大学生生活協同組合学生支援金給付事業

本事業は、弘前大学生生活協同組合からの寄附金を受けて設立された給付型奨学金制度で、以下の要件を満たす学生に対して予算の範囲内において、一人10万円の給付を行っています。

- (1) 本学の正規の学部学生であること（申請日時点で休学中の者を除く）。
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金に申請したが家計基準により不採用又は給付停止となった者（本学入学前に予約採用で給付型奨学金に申込み、家計基準により不採用となった者を含む）。
- (3) 機構の貸与型奨学金を利用している者（申請中の者を含む）。
- (4) 申請日の属する年度において、以下の免除及び支援のいずれも受けていない者。

- ・前期授業料免除
  - ・青森県国民健康保険団体連合会医師修学資金支援事業
  - ・弘前大学医学部附属病院看護学生修学資金
  - ・トヨペット未来の青森県応援事業
  - ・その他、本学で扱う授業料免除（学則第45条に規定する授業料免除は除く）及び給付型奨学金
- ※ただし、修業年限（医学科は6年間、それ以外は4年間）で卒業できる見込みがない方は応募できません。（修業年限には休学期間は含まれません。）

#### 6. その他の奨学金

日本学生支援機構のほか、地方公共団体や民間団体等が行う奨学金制度もあります。

奨学生の募集時期は3月～5月に集中していますが、大学に募集の依頼があるもの、広報等で募集し、直接本人が出願するものなど取り扱いは様々です。

本学に募集案内が届いたものについては、学内掲示板でお知らせしています。

なお、日本学生支援機構等他の奨学団体との重複採用を禁じている奨学団体もありますので注意してください。

奨学金に関する詳細及び必要な手続等については、学務部学生課7番窓口にお問い合わせください。

なお、医学部医学科2年次以上の学生及び医学研究科学生の奨学事務は医学研究科学務グループで、医学部保健学科・心理支援科学科2年以上の学生及び保健学研究科学生の奨学事務は保健学研究科学務グループで行います。

## IV アルバイトについて

- アルバイトの紹介を希望する場合は、弘前大学生生活協同組合ホームページ「アルバイト紹介」にアクセスし、求人内容を確認した上で、直接アルバイト先に申し込んでください。

## ⑤ 福利厚生 (学寮, 学生保険, 国民年金) 及び各種相談の受け入れについて

### I 学寮

本学では、自宅から通学できない学生のために学寮を設置しています。

学寮は、学生の勉学に適する環境において自主的に規律された共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資する課外教育施設としての目的をもっています。

1. 本学には、次の学寮があります。日常的な生活面を含めた国際化の推進のため、日本人学生と留学生との混住化を進めています。

名称	所在地	対象・定員	構造	室数	1か月当たりの経費
北溟寮	緑ヶ丘	男子 106名	鉄筋4階建 1人部屋	106室	寄宿料, 食費(朝・夕2食)及び光熱水料等で月約42,000円です。
朋寮	学園町	女子 117名	鉄筋5階建 1人部屋	117室	寄宿料, 食費(朝・夕2食)及び光熱水料等で月約40,000円です。
北鷹寮		男子 100名	鉄筋5階建 1人部屋	100室	寄宿料, 食費(朝・夕2食)及び光熱水料等で月約40,000円です。
国際交流会館	桔梗野	Aタイプ (日本人学生9名, 留学生22名) Bタイプ (留学生11名) Cタイプ (日本人学生, 留学生各7名)	鉄筋4階建 Aタイプ (1人部屋) Bタイプ (1人部屋) Cタイプ (ルームシェア)	49室 (Aタイプ31室, Bタイプ11室, Cタイプ7室)	寄宿料(Aタイプ23,500円, Bタイプ29,500円, Cタイプ(ルームシェア)19,500円, 水道料は寄宿料に含まれます。)食費, 光熱費等は別途必要となります。

2. 寮室には、ベッド、机、椅子、本棚、冷暖エアコン等が設置されています。北溟寮、北鷹寮、朋寮の寮室以外の共用室は、炊事室、洗面所、浴室、洗濯室、娯楽室等があります。

3. 食事は朝・夕の2食ですが、土曜日と日曜日と休日及び長期休業期間は食事がありません。また、国際交流会館は年間を通じて食事の提供がありません。

4. 各寮では、寮生が利用できるWi-Fiを設置しております。

5. 入寮募集は、原則として入学時に行っていますが、欠員があれば募集を行うことがあります。入寮希望者は、学務部学生課学生支援グループ(国際交流会館については、国際連携本部)に相談してください。

6. 学寮の詳細については、本学ホームページの学寮案内ページをご覧ください。以下にお問い合わせください。

■北溟寮・北鷹寮・朋寮について……学務部学生課学生支援グループ

■国際交流会館について……国際連携本部

### II 学生教育研究災害傷害保険(学研災)等について

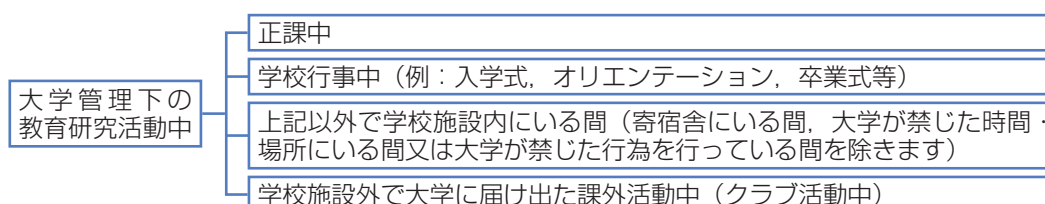
本学は、大学管理下での学生の教育研究活動中及び通学中の不慮の災害事故補償のための「学生教育研究災害傷害保険」と、学校管理下の学生賠償事故を広く補償する「学研災付帯賠償責任保険」への加入受付事務等を行っています。

#### 1. 学生教育研究災害傷害保険(通学中等傷害危険担保特約付き)

本学の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害に対して保険金が支払われます。

(1) 保険金が支払われる事故の範囲

① 学生教育研究災害傷害保険(学研災)



## ②通学中等傷害危険担保特約（通学特約）

通 学 中	大学の授業等，学校行事又は課外活動への参加の目的をもって，合理的な経路及び方法による移動であること
学 校 施 設 等	
相互間の移動中	

## ③接触感染予防保険金支払特約（接触感染特約）

臨 床 実 習 中	接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合
-----------	-----------------------

## (2) 保険料（通学特約を含む）と保険期間（所定の修業年限）

学部名	保険期間（修業年限）	保険料（通学特約含む）
人文社会科学部・教育学部 理工学部・農学生命科学部	4年間	4年間で3,300円
医学部保健学科・心理支援科学科	4年間	4年間で3,370円（接触感染特約含む）
医学部医学科	6年間	6年間で4,800円（接触感染特約含む）

（注1）年度途中に加入する場合も保険料は1年間単位となります。

（注2）大学院生，留学生，聴講生，研究生，科目等履修生もこれに準じます。

（注3）保険終期は卒業年次の3月31日の午後12時です。

## 2. 学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

加入対象者は学研災に加入している学生に限ります。

- ◆Aコース：学生教育研究賠償責任保険（学研賠）
- ◆Bコース：インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（インターン賠）
- ◆Cコース：医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）

## (1) 対象となる活動範囲

国内外において，次の①～③において他人にケガをさせたり，他人の財物を損壊したこと等により被る法律上の損害賠償を補償する

- |   |
|---|
| ① 正課・学校行事及びその往復                                   |
| ② インターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・学校管理下でのボランティア活動及びその往復 |
| ③ 医療関連学部の正課・学校行事及びその往復                            |
| Aコース（学 研 賠）：医療関連学部学生を除く学生を対象として上記①+②を補償           |
| Bコース（インターン賠）：医療関連学部学生を除く学生を対象として上記②を補償            |
| Cコース（医 学 賠）：医療関連学部学生を対象として上記①+②+③を補償              |

## (2) 保険料・保険期間

	Aコース（学研賠）	Bコース（インターン賠）	Cコース（医学賠）
保険料	4年間で1,360円	4年間で840円	4年間で2,000円（保健学科・心理支援科学科） 6年間で3,000円（医学科）

## 3. 加入申込受付期間

新入生：入学時～随時申込み可能です

在学生：4月1日～随時申込み可能です

## 4. 加入手続

新入生には，入学手続関係書類の封筒に，保険に関するパンフレットやしおりとともに「払込取扱票」が同封されています。

修業年限の範囲で，一括加入申込みを勧めています。

「払込取扱票」に必要事項を記入の上，最寄りのゆうちょ銀行で規定の保険料を振込むことで加入となります。

## 5. 学研災付帯学生生活総合保険（24時間補償）

保険内容等はパンフレットをご覧ください。

### Ⅲ 国民年金

#### 1. 対象者

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって私たちの生活が損なわれることがないように、前もってみんなでお互いを出し合い、経済的にお互いを支え合う制度です。日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられており、本学は学生納付特例の対象校になっています。ただし、申請の代行事務は行っておりません。詳しい手続き方法は下記の日本年金機構ホームページを参考にしてください。

日本年金機構特設ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gakusei.html>



日本年金機構  
特設ページ

### Ⅳ 各種相談について

#### 学生生活に関する相談について

学生生活に関わりのある様々な相談に、カウンセラー・コーディネーターが対応しています。相談内容によっては、より適切な職員や関係機関につないでいきますので、気軽に利用してください。

#### 1. 学生生活全般に関する相談

学生課「なんでも相談」窓口は、学生生活に関わりのある全ての相談窓口です。どこに相談したらいいかわからないこと、こんなこと聞いていいかな?と思うことも相談してください。相談内容によっては、別の適任者や関係機関等を紹介します。困ったことがあれば、まずは「なんでも相談」窓口にご相談してみましょう。

◆学生課「なんでも相談」窓口の連絡先  
場 所：総合教育棟1階 学生課7番窓口  
電 話：0172-39-3112  
E-mail：jm3112@hirosaki-u.ac.jp

#### 2. 心の悩みに関する相談

保健管理センターの専任カウンセラー及び非常勤カウンセラー（学外）が、学業・進路・対人関係・性格に関する悩みなど学生生活上の様々な相談に応じています。相談をご希望の方は、下記の連絡先に電話又はメールで申し込んでください。

例えば……

- 対人関係や家族について
- 性格について
- 気分が落ち込む
- 将来のことや進路について
- やる気が出ない

◆専任カウンセラー受付の連絡先  
電 話：(文京町地区) 0172-39-3128 →保健管理センター  
(本町地区) 0172-39-5204 (毎週水曜) →医学部学務担当  
ホームページ：hokekan.hirosaki-u.ac.jp/mental-health/

◆非常勤カウンセラー（学外）受付の連絡先  
(授業実施期間中の毎週月曜と隔週金曜の午後)  
電 話：0172-39-3118 →保健管理センター  
E-mail：hokekansoudan@hirosaki-u.ac.jp



メンタル  
ヘルス

#### 3. 修学上の悩みやコミュニケーションの困難さに関する相談

学生特別支援室では、障害等に伴う修学上の困難に関する相談に応じ、学内の関係者・関連部局と連携しながら、よりよい学生生活を送ることができるよう支援しています。弘前大学に在学する学生で、障害もしくは特性に伴う修学上の困難のある学生が対象です。学生本人からの相談だけでなく、保証人や関係者・教職員からの相談も受け付けています。コーディネーターが、困難の状態や特性等について、学生本人、保証人や関係者・教職員と話し合いながら、よりよい学生生活を送ることができるよう必要

な配慮について検討していきます。

例えば……

- 階段や段差等により移動が困難
- 教員や発表者の声が聞こえにくい
- 板書やスクリーンの文字が見えにくい
- 授業を聞きながらノートが取れない
- 周囲の音が気になり授業に集中できない
- 課題が重なるとうまく処理できない
- 具体的な指示がないと課題が達成できない
- 急な予定の変更に対応できない
- 発表場面で極度に緊張したり、言いたいことを整理して伝えたりすることが難しい

#### ◆学生特別支援室の連絡先

場 所：総合教育棟1階 学生課7番窓口

電 話：0172-39-3266

E-mail：g-shien@hirosaki-u.ac.jp

ホームページ：https://home.hirosaki-u.ac.jp/gakutokushien/

※相談日時は予約できます。相談を希望される方は、電話やメールでご連絡ください。

※対面での相談のほか、電話やメール、オンラインによる相談も行っています。



学生特別支援室

#### 4. 学長直言箱について

本学では、教職員及び学生から直接意見及び相談等を受けるため、学長直言箱を学内3か所に設置しております。皆様が直面している様々な問題、そして大学運営及び大学改革等の貴重なご意見をぜひお聞かせください。

設 置 場 所：学生会館1階、医学部基礎校舎総務グループ総務担当入り口横、附属病院外来診療棟5階総務課入り口横

投 書 方 法：無記名で直言箱に投函ください。ただし、返信の必要のある場合には所属（学生）・氏名を記入していただきますようお願いします。

回 収 日：月1回（第4金曜日）の回収を原則とし、学長が開封することとします。

投書の取扱：各種意見等については、改善の措置に努めるほか、必要に応じて公表する場合があります。なお、投書者名を公表することは一切ありません。

#### 5. ハラスメントについて

「ハラスメントとは」

本学において教職員又は学生等が、他の教職員又は学生等に対して、不当な言動により精神的又は身体的苦痛を与えることをいいます。

大学においては、学生、教職員すべてが互いの人権を尊重し、教育・研究の場にふさわしい環境をつくって行くことが強く求められています。本学は、学生の皆さんの健全な勉学環境を脅かすハラスメントをはじめとするいかなる行為も黙認しません。

また、セクシュアルハラスメントを含む性暴力等は、被害者の尊厳や権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、断じて許されるものではありません。

本学では、これら、ハラスメントの防止等を図るため、ハラスメント防止等対策委員会を設置するとともに、苦情相談を受けるための窓口として、

①各学部、学務部等にハラスメント相談員

②24時間受付・年中無休の外部相談窓口 [弘前大学ハラスメント相談サービス]  
を置いています。

なお、学生等間のハラスメントも「国立大学法人弘前大学ハラスメント防止等に関する規程」の対象となります。ハラスメントを行った場合、懲戒処分等に該当することもあります。

以下の本学ホームページを参考にしてください。

ハラスメント防止に関する取り組み：

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/rules/harassment/>



ハラスメント防止に関する取り組み

弘前大学ハラスメント相談員名簿：  
[https://www.hirosaki-u.ac.jp/wordpress\\_data/soshiki/daigakuunei/soudanin.pdf](https://www.hirosaki-u.ac.jp/wordpress_data/soshiki/daigakuunei/soudanin.pdf)



弘前大学ハラスメント相談員名簿

弘前大学生ハラスメント相談サービス  
電話受付：0120-377-037（通話料無料）  
web受付：専用URL <https://consult.t-pec.co.jp/service/login>  
相談者用ID hirodai-g  
相談者用パスワード 377037



弘前大学生ハラスメント相談サービス

**6. 悩みや困ったことがある場合には、まず大学の各窓口へご相談ください。**  
その他、学外の相談窓口等として、以下の機関があります。（2025年2月現在）

○青森県警察本部への相談

- ・ ストーカー、DV、暴力団等からの嫌がらせ、不審な電話、交通事故の事後処理、等  
警察安全相談窓口 017-735-9110 又は #9110  
（月～金 8：30～17：00 祝日、年末年始を除く）
- ・ 性犯罪被害について  
性犯罪被害相談電話（全国統一）「#8103（ハートさん）」（24時間・365日）  
（発信された地域を管轄する各都道府県警の性犯罪被害相談電話窓口につながります）  
性犯罪被害110番 0120-89-7834（青森県）  
（平日 8：30～17：15女性警察官の対応が可能。これ以外は当直の警察官が対応。）

○あおもり性暴力被害者支援センターへの相談

性暴力被害専用相談電話 りんごの花ホットライン  
TEL 017-777-8349（平日 9：00～17：00）または #8891（はやくワンストップ）  
※上記時間以外、土・日・祝日・年末年始は、国のコールセンターにつながります。  
※#8891は、全国共通短縮番号で、発信場所から最寄りのワンストップ支援センターにつながります。

○青森県交通事故相談所 017-734-9235

（月～金 9：00～16：00 祝祭日、年末年始を除く。青森県庁舎北棟1階）

○自殺予防 いのちの電話

特定非営利活動法人 あおもりいのちの電話  
0172-33-7830（毎日 12：00～21：00）  
他の都道府県のいのちの電話 ナビダイヤル  
0570-783-556（毎日 10：00～22：00）

○人権相談

- ・ みんなの人権110番 0570-003-110  
（平日 8：30～17：15 差別や虐待、パワーハラスメントなど様々な人権問題についての相談）
- ・ 女性の人権ホットライン 0570-070-810  
（平日 8：30～17：15 パートナーからの暴力、職場でのいじめ、セクシャルハラスメント、ストーカーなどの相談）

## ⑥ 健康管理について

### 保健管理センター

保健管理センターは、学校保健安全法に基づき、学生、生徒、児童、幼児及び職員の心身の健康管理に、役立つよう設けられた施設です。(利用時間：月～金 8：30～17：00、祝日、夏季一斉休業期間及び年末年始を除く)

#### I 健康診断

学生の健康診断は、学校保健安全法、弘前大学各学部共通規程及び弘前大学学生等健康診断規程に基づいて行われており、学生は、この健康診断を受けなければなりません。

大学では毎年春季に学生の定期健康診断を実施しています。健康診断の結果は、CAMPUS SQUAREで各自確認してください。所見のある人については、必要な説明・指示・指導等の措置をとっています。

※健康診断の日程は、保健管理センター HP 等で案内します。

※健康診断時に、配慮・支援（障害や性別違和感等）を必要とする方は事前にメール等でご相談ください。

E-mail : hokekan2020@hirosaki-u.ac.jp 電話 0172-39-3128

#### II 健康相談

いろいろな体調不良について、健康相談に対応します。気軽に相談してください。

#### III 応急処置

軽いケガや体調不良等には、応急手当をします。

また、必要に応じて他の医療機関等を紹介します。

#### IV 健康診断証明書の発行

当該年度の定期健康診断を受診した学生は健康診断書証明書の発行を受けることができます。証明書自動発行機で各自入手してください。(ただし、検診結果で異常があった場合は自動発行機で発行できません。保健管理センターにお問い合わせください。)

#### V カウンセリング

学業や進路、サークル活動などの学生生活、対人関係、性格のことなど、様々な悩みを一緒に考えながら支援していきます。また、悩みや問題をかかえている友人や知人についての相談でも結構です。気楽に利用してください。

専任カウンセラー2名が相談に対応しています。

- 文京町地区／相談場所：保健管理センター  
相談日：月曜日～金曜日  
予約窓口：保健管理センター（電話番号0172-39-3128）
- 本町地区／相談場所：医学部医学科基礎校舎  
相談日：水曜日（午前）  
予約窓口：医学研究科学務グループ（電話番号0172-39-5204）

非常勤カウンセラー（学外）1名も相談に対応しています。

- 文京町地区／相談場所：総合教育棟  
相談日：月曜日・金曜日（午後）  
予約窓口：保健管理センター（電話番号0172-39-3118）  
E-mail : hokekansoudan@hirosaki-u.ac.jp

詳しくは保健管理センターのHPをご覧ください。

<https://hokekan.hirosaki-u.ac.jp>



弘前大学  
保健管理センター

## 7 自習室・休憩場所等一覧

学部等	場所	名称	座席数	利用可能時間	飲食の可否	備考
人文社会科学部 人文社会科学研究科	1階	学生サロン	25	7:00~21:00	○	
	1階	学部大学院共通学習室	10	8:30~17:00	×	
	1階	院生研究室D	13	7:00~21:00	○	所属院生のみ利用可
	1階	院生研究室E	16	7:00~21:00	○	所属院生のみ利用可
	2階	院生研究室A	14	7:00~21:00	○	所属院生のみ利用可
	2階	院生研究室B	12	7:00~21:00	○	所属院生のみ利用可
	2階	院生研究室C	5	7:00~21:00	○	所属院生のみ利用可
教育学部 教育学研究科	1階	学生ラウンジ	32	7:00~21:00	○	
	2階	自習室	16	8:00~21:00	×	毎週金曜日は利用不可
医学部医学科 医学研究科	基礎校舎地下1階	自習室(2室)	36	8:30~21:00	○	
	基礎校舎	リフレッシュスペース	40	6:00~22:00	○	
	臨床研究棟1階	巻淵ラウンジ	15	8:30~17:00	○	※臨床実習生のみ利用可
	学生支援センター1号棟	自習室(1・2階)	80	8:30~21:00	○	※臨床実習生のみ利用可
医学部保健学科 保健学研究科	A棟1階	学生自習室	29	8:30~20:00	×	
	E棟各階 (2階を除く)	ラウンジ (テーブル・椅子を設置)		7:00~20:00	○	
	F棟1階	リフレッシュスペース (テーブル・椅子を設置)	19	8:30~20:00	○	
理工学部 理工学研究科	1号館1階	学生ラウンジ	31	7:00~21:00	○	
		自習室	10	7:00~21:00	×	
	1号館2階	第2講義室	123	17:40~20:00	×	
		マルチステーション	17	7:00~21:00	○	
	1号館3階	マルチステーション	12	7:00~21:00	○	
	2号館3階	学生用ラウンジ	15	7:00~21:00	○	
	2号館4階	学生用ラウンジ	8	7:00~21:00	○	
	2号館5階	学生用ラウンジ	7	7:00~21:00	○	
	2号館6階	学生用ラウンジ	4	7:00~21:00	○	
	2号館7階	学生用ラウンジ	10	7:00~21:00	○	
	2号館8階	学生用ラウンジ	11	7:00~21:00	○	
	2号館9階	学生用ラウンジ	8	7:00~21:00	○	
	2号館10階	学生用ラウンジ	14	7:00~21:00	○	
2号館11階	学生用ラウンジ	17	7:00~21:00	○		
農学生命科学部 農学生命科学研究科	2階	学生控室	15	7:00~22:00	○	所属学生のみ利用可
	2階	学生自習室	25	7:00~22:00	飲み物のみ可	所属学生のみ利用可
地域社会研究科	教育学部4階	院生室	15	8:30~21:00	飲・軽食のみ可	所属院生のみ利用可
地域共創科学研究科	人文社会科学部棟3階	大学院生室1	20	7:00~21:00	飲・軽食のみ可	所属院生のみ利用可
	人文社会科学部棟3階	大学院生室2	10	7:00~21:00	飲・軽食のみ可	所属院生のみ利用可
	総合教育棟3階	大学院生室3	30	7:00~21:00	飲・軽食のみ可	所属院生のみ利用可
総合教育棟	1階	自学・自修室	60	8:00~21:00	×	
	1~4階	リフレッシュスペース (テーブル・椅子を設置)		7:00~21:00	○	

※「自習室・休憩場所」についてはCAMPUS SQUAREや、本学ホームページ等にも掲載していますので、利用の際は確認してください。

## ⑧ 課外活動について

課外活動は、学生が自主的に行う活動であり、社会の一員として必要な資質を身につけたり教養を高める等の大切な役割を担っています。

また、課外活動を通じて得られる様々な体験や学部学科を超えた友人を得るなど一生忘れることのできない素晴らしい思い出になります。

大学という教育の場で、各自の関心と適性に合った課外活動に取り組み、社会的な特性を涵養するとともに、より高い専門知識や技能を身につけるなど積極的な生活を送ってください。

また、皆さんがサークルに入って活動していく場合には、ルール、手続きがありますので、必ず、大学に届け出て活動してください。

本学では多数の文化系サークル、体育系サークルが大学公認の団体として活動しています。

### 課外活動団体一覧（2025年12月現在）

文化系サークル名		
映画研究会 M.C.Q 弘前大学学祭本部実行委員会 環境サークル わどわ 弘前大学クラシックギタークラブ 劇研マップレス 劇団ブランクスター お笑いサークルWPS 弘前大学混声合唱団 さくらボランティア 弘前大学表千家茶道部 SaBoTen 弘前大学新歓本部実行委員会 児童文化研究部KIDS' シミュレーション同好会 弘前大学JAZZ研究会 弘前大学全学写真部 弘前大学書道部 弘前大学スティーレパン部 聖書研究会 津軽三味線サークル 天文同好会COSMO 弘前大学翻刻部 弘前大学ピアノの会 珈琲研究会 落語研究会 ボランティアサークルおひさま 珍味試食サークル 鬼ごっこサークル teens&law	陶芸倶楽部 フィールドサイエンス研究会 弘前大学吹奏楽団 弘前大学美術部 ひまわりサークル 弘大ラジオサークル 弘前大学かるた会～ききょう組～ 弘前・スライド・ミュージック 弘前大学保健室サークル 弘前大学フィルハーモニー管弦楽団 文芸部 僻地教育研究会 アカペラサークルV.E.L 弘前大学邦楽愛好会 Popular Music 研究会 弘前大学漫画研究会 大道芸サークルMocha 弘前大学野鳥の会 Light Music Company (L.M.C) ROCK OFFICE 献血推進サークル いっとまが 弘前大学中国語サークル Libertas. 弘前大学 忍者部 スプラトゥーンサークル 弘前大学防災研鑽の会 弘前大学マリオカートサークル 弘前大学ロボティクス研究会 キャリアサポート研究会 弘前大学グラスハーブアンサンブルアンジェリーク	農家・農村サポートサークルTEAM DANBURI p.o.k.e 将棋部 弘大囃子組 手話サークルひだまり Hug 弘前大学華道部 イラスト同好会api 弘前大学クイズ研究会 弘前大学鉄道研究会 FISHERS 弘大Hub's いしてまい N.B.SQUAD 手芸サークルcouture 放送サークル Lacus 多文化愛好会 MC チェンブル ディズニー研究会 Rat. ダイザープロダクション フランス語クラブ 弘前大学囲碁部 神社参詣サークル 弘前大学電子音楽部 韓国語サークル 弘前大学アントレ部 弘前大学LGBTQ+サークルぷらうど 学生団体復興再生土地域研究会
体育系サークル名		
弘前大学合気道部 弘前大学アーチェリー部 アメリカンフットボール部 弘前大学居合道部 弘前大学空手道部 器械体操競技部 弘前大学弓道部 弘前大学競技スキー部 弘前大学競技ダンス部 弘前大学剣道部 硬式庭球部 硬式野球部 弘前大学サイクリング部 全学サッカー部（男） 弘前大学山岳部 女子ソフトボール部 柔道部	水泳部 全学ソフトテニス部 全学卓球部 探検部 軟式野球部 バスケットボール部（男・女） 弘前大学馬術部 弘前大学バドミントン部 全学バレーボール部（男・女） 弘前大学ハンドボール部（男・女） 弘前大学ボウリング部 弘前大学ラグビーフットボール部 弘前大学陸上競技部 弘前大学ワンダーフォーゲル部 弘前大学相撲部 ストリートダンスサークル A.C.T. アダブテッドスポーツサークル爽～SO～	オールスターテニスサークル パラグライダーサークル Free Wave 全学バドミントンサークル 弘前大学よさこいサークルHIRODAI 焰舞陣 弘前大学卓球サークルMET ソフトテニスサークルOrange 古武術研究会 カーリングサークルglaciers K-POPカバーダンスサークル Baem ドッジボールサークル おにゃんこぼん 弘前大学坂道サークルー 桜坂ー 弘前大学バーベルクラブ 津軽手踊りサークル 弘前大学カポエイラサークル Melty or Me? 弘前大学サバゲーサークル 弘前大学ダーツサークル

サークル団体名は右記のURLを参考にしてください。 <https://www.hirosaki-u.ac.jp/campuslife/kagai/club/>

## I 課外活動行事について

### 1. 課外活動行事について

学内外での競技会、合宿練習、登山、水泳等の行事への参加及びこれらの行事を計画した場合には、遅くとも実施日の1週間前（土曜・日曜・祝日を除く）までに「学外課外活動届」により学務部学生課（本町地区は医学部医学科学務担当、医学部保健学科学務担当）へ届け出てください。

これは、不慮の事故、災害等に対応するために必要な措置です。事故は、当事者の不幸にとどまらず、家族や大学、更には広く社会まで迷惑を及ぼすことがあるので、サークルの行事は良識をもって慎重に計画し実施してください。

#### 課外活動中の事故における緊急連絡先

	事故・災害発生したら第一報		事故・災害発生したら第一報	
平日の昼間	課外活動団体 所属学生等	顧問教員	課外活動団体 所属学生等	顧問教員
	警察署・消防署 110 119	学生課直通課外 教育担当 0172-39-3107	警察署・消防署 110 119	学生課直通 携帯電話 090-9534-7706
休日と夜間				

### 2. 全体的な行事

全体的な課外活動の年間行事として、次のものがあります。

#### (1) 新入生歓迎行事

新入生が早く大学に慣れ有意義な大学生活が送れるよう、毎年度初めに新歓本部実行委員会及び各学部等が中心となって各種新入生歓迎行事が行われています。

#### (2) 東北地区大学体育大会

毎年、東北地区大学体育大会が6月頃から行われています。この大会は、全国大会の予選を兼ねる種目もあり、東北地区の国公立大学の明朗なスポーツ精神によって交歓を深めています。

#### (3) 総合文化祭

大学の種々の学生活動が総合的に行われる機会として、毎年秋に教職員と学祭本部実行委員会及び各学部が中心となって開催するもので、学内の交流・親睦の実を挙げるとともに、広く大学生活を地域社会に紹介して大学と市民をつなぐ機会ともなっています。

## II 課外活動施設及び体育施設について

本学には、現在次の課外活動施設及び体育施設がありますが、使用にあたっては体育の正課授業が優先されます。

### 1. 課外活動施設・体育施設の使用手続きについて

課外活動行事で課外活動施設及び体育施設を使用する場合は、下記の担当で手続きをしてください。

- ・文京町地区、学園町地区の施設 ————— 学務部学生課学生支援グループ
- ・学生支援センター2号館及び野球場 ————— 医学部医学科学務担当
- ・本町体育館 ————— 医学部保健学科学務担当

なお、これら施設の使用に際しては、各施設の使用規程、使用細則及び使用心得等を守り、お互いに気持ちよく利用できるよう心がけてください。

## 課外活動施設及び体育施設の概要

区分	場所	構造(階数)	面積(m <sup>2</sup> )	備考	
屋内施設	合宿所	弘前市学園町	SP(1)	133	
	大学会館	弘前市文京町	R(3)	4,726	大学会館, 食堂
	第一体育館	弘前市文京町	S(一部2)	1,828	
	第二体育館	弘前市文京町	S(一部2)	1,566	
	屋内プール	弘前市学園町	S(1)	2,398	50m 9コース
	弓道場	弘前市文京町	W(1)	140	
	武道場	弘前市文京町	R(1)	756	柔道場, 剣道場, 合気道, 空手道場
	課外活動団体共用施設	弘前市文京町	SP(1)	1,173	サークル棟, 部室棟
	学生支援センター2号館	弘前市南郷町	R(3), R(1)	1,691	
体育館	弘前市本町	R+S(2)	1,457		
屋外施設	多目的広場	弘前市文京町		12,144	サッカー, ラグビー, ソフトボール等の練習
	総合運動場	弘前市学園町		61,484	陸上競技場400mトラック, 野球場, サッカー場1面, 馬場・馬房, テニスコート8面
	野球場	弘前市南郷町		9,981	

注) 構造(階数)欄の記号は、R：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、W：木造、SP：鉄骨製プレハブ造を表す。

### Ⅲ 大学会館について

大学会館は、学生間及び学生と教職員相互の親睦を図る場として、また、課外活動の中心の場であるとともに、学生・教職員の福利厚生をはかり、学生生活をより豊かなものにするための多目的な機能を持つ施設です。

皆が気持ちよく、環境のよい、しかも利用しやすい大学会館であるように、大学構成員全員が良識的行動をもって協力してもらいたいものです。

集会室などを使用する場合は、「大学会館(集会室)使用願」を事前に学務部学生課に提出して許可を受けてください。使用に際しては、大学会館使用細則及び使用心得に定められた諸事項を守ってください。

- 1 開館時間 授業期間の月曜日～金曜日 9:00～21:00  
休業期間の月曜日～金曜日, 土曜日 9:00～17:00

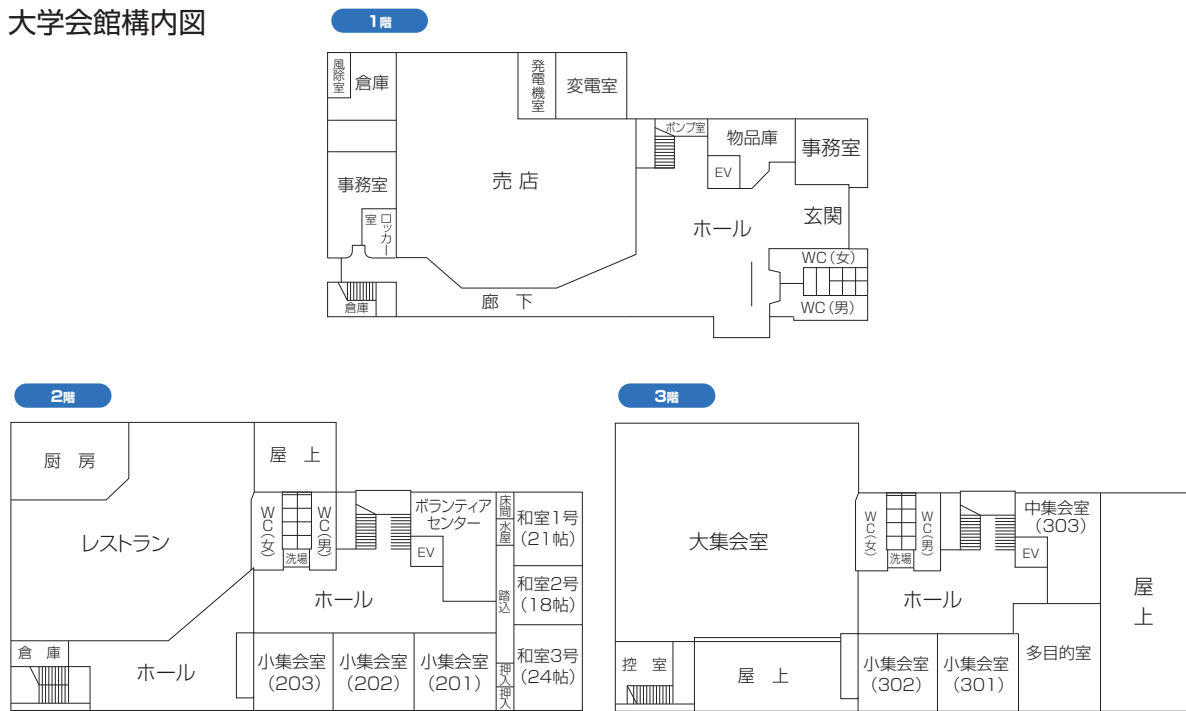
- 2 休館日 日曜日

国立大学法人弘前大学職員就業規則(平成16年規則第5号)第51条第1項第2号, 第3号及び第4号に規定する休日

国立大学法人弘前大学職員就業規則(平成16年規則第5号)第68条第1項第14号, 別表4に定める一斉に休暇を取得する期間

室名	使用目的	使用手続		備考	
		使用願	申込期限		
屋内施設	大集会室	研究会, 講演会, 演劇, 映写会, 音楽会, 懇親会	必要	使用日の3日前まで	
	中集会室(303号室)	会議, 研究会, 談話会, 部例会等	//	//	
	小集会室(201, 202, 203, 301, 302号室)	同上	//	//	
	和室	1号室	茶道, 華道	//	//
2号室		吟詠, 落語, 書道,	//	//	
3号室		三味線, 囲碁, 将棋等	//	//	
多目的室	学生フリースペース	不要	なし	ちょっとしたミーティングや授業の空きコマでの休憩や, 様々な用途で使用してください。	

## 大学会館構内図



## 9 学生生活上のマナー

### I 学内環境

構内における良好な教育研究環境を保つために、自動車やオートバイ等による騒音、校舎内・付近における大声・携帯電話の着信音等に十分注意してください。

空き缶・ビン・ペットボトル・紙くず等は分別して所定のごみ箱に捨て、環境美化に努めてください。講義室等の施設をお互いに気持ちよく利用できるように、清潔安全に利用してください。

### II 構内禁煙

大学の構内は全面禁煙です。

たばこの煙は、たばこを吸わない人にとっては、自らの意志とは関係なく体内に吸収され、健康に悪影響を及ぼすことが指摘されています。

学生のみなさんには、禁煙が望ましいと考えますが、構外においては、20歳以上の学生のみなさんも歩行喫煙をしないなど喫煙マナーを守り、「受動喫煙」の防止にも努めてください。

### III 飲酒について

20歳未満の者の飲酒は違法行為であり懲戒処分の対象になります。また、20歳以上であっても過度の飲酒は避けるとともに、イッキ飲み等による無理強いを絶対にしないでください。また、それを断る勇気をもってください。全国的には、急性アルコール中毒による大学生の死亡例も報告されています。飲酒運転や酒気帯び運転も絶対にしないでください。大きな事故の原因になります。また、同乗者やお酒の提供者も含めて、厳しい刑事罰があります。

### IV 薬物の危険性について

大麻、コカイン、覚せい剤、LSDなどの違法薬物は中枢神経系に強く作用し、たとえ、最初は「たった一度」という好奇心や軽い気持ちで使用したとしても、一度始めたら、薬物がやめられなくなる「依存性」が強く、また、薬物を繰り返し使っているうちに同じ量で効かなくなる「耐性」によって、使用する量や回数がどんどん増えていくという悪循環に陥り、自分の意志でやめることができなくなります。また、そのような薬物の使用経験があると、睡眠不足や過労、ストレス、飲酒等をきっかけに、幻覚、妄想などの精神異常が突然現れる「フラッシュバック」を起こします。

違法薬物は人間の精神や身体をぼろぼろにし、人間が人間としての生活を営むことをできなくするだけでなく、場合によっては死亡することもあります。また、薬物乱用による幻覚妄想が、殺人や放火等の凶悪な犯罪や交通事故を引き起こすことがあるなど乱用者本人のみならず周囲の人、さらには社会全体に対しても取り返しのつかない被害を及ぼしかねません。こうしたことから、このような違法薬物の使用、所持などは法律により厳しく禁止されています。一時の好奇心のために一生を台なしにしてはなりません。一度でも手を出してからでは遅いのです。たとえ誘われてもはっきり断る勇気を持たなくてはなりません。

また、近年、総合感冒薬、鎮痛解熱薬、咳止めなどの市販薬を、必要以上に多量に服用したり、続けて内服したりする「薬物乱用」、薬物依存も報告されており、様々な体調不良やメンタル不調の原因になることが知られています。不安などが内服のきっかけになることもあり、一人で抱え込まず、まずは相談してください。

## V 「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」について

令和5年度の法改正により、例えば、「暴行」や「脅迫」のほか、「アルコール」、「薬物」、「障害」、「睡眠」、「フリーズ状態」、「虐待」、「立場による影響力」などが原因となって、「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、又は「イヤ」を貫くことが難しい状況で、性的な行為がされた場合、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪行為となります。

また、男性も女性もこうした犯罪の被害者になる可能性があります。

そのほか、このような状況ではなくても、13歳未満の子どもに対して、性的な行為をした場合、あるいは13歳以上16歳未満の子どもに対して、その人より5歳以上の年上の人が性的な行為をした場合、その子どもがイヤと思っているかどうか（同意しているかどうか）にかかわらず、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」が成立します。

もしも、被害に遭った、あるいは被害に遭ったかと思った場合は、以下の窓口に迷わず相談してください。

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター【Tel：#8891】
- ・ 性犯罪被害相談【Tel：#8103】
- ・ 性暴力に関するSNS相談（チャット）「Cure time（キュアタイム）」

## VI 闇バイトについて

「闇バイト」は単なるアルバイトなどではなく犯罪であり、その実態は、指示役が青少年を使い捨ての実行役として利用するものです。

また、個人情報を渡すことにより「闇バイト」等の犯罪に巻き込まれる場合があります。安易に個人情報を教えるのは危険ですので、十分注意するようにしてください。

## VII オンラインカジノについて

オンラインカジノによる賭博は犯罪です。オンラインカジノサイトの多くは海外で運営されているといわれています。その国では合法的に運営されているとしても、日本国内からこれらのサイトにアクセスしてオンラインカジノで賭博を行うことは、「賭博罪」などの犯罪となります。

## VIII SNS等の利用について

Facebook（フェイスブック）、X（旧Twitter（ツイッター））、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）などのいわゆるSNSは、身近なコミュニケーションツールとなっており、即時的に多くの人から情報が収集できるとともに、同時に多くの人に素早く、情報発信できます。しかし、一度発信された情報は、世界に拡散される恐れがあり、発信者が情報を消去しても、誤った情報や個人情報がネット上に残り、消すことが難しい状態になります。安易な情報発信が誰かを大きく傷つけてしまう恐れがあり、人間関係や信用を大きく損ねる可能性もあります。その結果、ネットの問題から現実世界での大きな問題となります。また、ネットの膨大な情報から正確な情報を判断する「ネットリテラシー」やセキュリティ管理の知識を持つことが重要です。

## IX クレジット・カード

クレジットカードの利用は「借金」に他なりません。現金として目に見えないので、ついつい利用額がかさんでしまう危険性があります。そのため利息がかさんだり、期日までに返済できないことになり、クレジットカードの利用ができなくなるばかりか、信用も失われてしまいます。

利用に当たっては、自分の支払能力を超えてしまうことがないように絶対に無理のないよう十分な支払計画をたてて利用してください。

### 相談窓口

弘前市市民生活センター	0172-34-3179
消費者ホットライン	局番なし 188
弘前大学なんでも相談担当	0172-39-3112

## X 悪質商法

巧妙な手口で学生をねらった悪質商法が多発しています。これらの悪質商法は、学生の社会的経験の少なさにつけこみ、「楽しんで儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。うまい話には必ず裏があります。内容をしっかり見極めて、甘い言葉に惑わされることなく、はっきりと断ることが必要です。

悪質商法には、キャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法、デート商法、ワンクリック料金請求、インターネット商法、資格取得商法などがありますが、新しい手口も出てきていますので、くれぐれも注意してください。

悪質商法の被害に遭わないためには、次の点を心がけましょう。

- ① うまい話には要注意。必要がない時ははっきり断りましょう。
- ② その場ですぐに決めないで、家族や友人に相談することも有効です。
- ③ 契約の際には、契約書をよく読んでから、署名や捺印をしましょう。
- ④ 身に覚えのない架空請求は、無視することが一番です。

## XI クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘など、特定の取引方法による契約について、一定の期間内であれば理由を問わず解約できる制度が「クーリング・オフ」です。

クーリング・オフの期間は、訪問販売などの場合、契約書を受け取った日から8日間となります。但し、通信販売で購入した場合等は適用外となりますので注意してください。

詳しくは、**青森県消費生活センター 017-722-3343** へお問い合わせください。

## XII カルト系団体等の勧誘について

大学の内外でスポーツや文化系の「サークル」を装って、学生を勧誘しているカルト団体に関する報道が新聞等でなされています。このカルト系団体は、①**大学サークルの勧誘やアンケート調査など**と言って声をかける、②**友人として人間関係を築き、親しくなってから、住所や電話番号などの個人情報**を聞き出す、③**合宿やセミナーへ参加させる**、という流れで進行する例が多く見られます。

トラブルを防ぐには、不審な勧誘を受けたと感じたときははっきりと断ること、また絶対に個人情報を教えないことが大切です。

なお、被害やトラブルに巻き込まれたり、周辺で被害やトラブルを見聞きした場合には、なんでも相談等最寄りの相談窓口へ相談してください。

## XIII 自動車の使用制限について

文京町地区構内における車両の運行及び駐車については、弘前大学構内交通管理規程に基づき、規制を行っています。入構して駐車場を利用できる学生は、次の事項を満たす場合に限られています。なお、申請手続き等は、文京町キャンパスの学生は、所属学部の総務グループ（総務担当）で行ってください。本町キャンパスの学生は、所属する学務担当窓口へ問い合わせください。

駐車許可証・磁気カード発行料として、1組当たり1,000円かかります。紛失した場合は、再発行料として1,000円かかります。

### 1. 自動車の普通駐車許可証の申請資格者と必要条件

申請資格者は、文京町地区構内各学部等に在籍する以下（1）～（3）のとおりです。

また、各々条件を満たさなければ申請できません。駐車場が限られていますので、真に必要な方のみ申請願います。

#### （1）大学院生・研究生・社会人学生

通学距離が正門から直線2km以上で、自動車以外の交通手段では不便な地域に居住している場合。

#### （2）第4年次学生・聴講生

通学距離が正門から直線4km以上で、自動車以外の交通手段では極端に不便な地域に家族と同居している場合。また、保護者及び指導教員又は助言教員の同意書並びに車検証（写し）の添付が必要です。なお、通学車両は原則として、本人又は生計を同じくする親族名義の車両とします。

#### （3）身体に障害があり自動車による通学が必要な学生及び、病気で医師から自動車による通学を勧められている学生

障害者手帳（写し）又は診断書等、証明できる書類の添付が必要です。

### 2. 臨時駐車許可証の交付

一時的に自動車による通学が必要となった場合は、臨時駐車許可申請書に病気や怪我の時は診断書等を添付し、特別な勉学上の理由の場合は理由書（任意様式）を添付することで申請できます。期間を定めて、臨時駐車許可証を交付します。

### 3. 駐車場利用許可証の交付

緊急時、またはやむを得ない特別の理由により駐車を希望する者に対しては、当日限りの駐車場利用証を交付します。

### 4. 遵守事項

文京町地区構内において車両を運行し、又は駐車する学生は、次の事項を守らなければなりません。

- （1）歩行者の安全を第一とし、構内の道路標識及び道路表示に従うこと。
- （2）自動車は、指定された駐車場に駐車すること。
- （3）最高速度は、時速15kmとすること。
- （4）その他、学内行事又は緊急事態の発生により、臨時規制を行うときはこれに従うこと。
- （5）各学部担当教職員や守衛室の受付・警備員等の指示・注意等に従うこと。
- （6）許可証は車内前面のダッシュボードに掲示し、外部より確認できるようにすること。
- （7）夜間を通して引き続き2日以上駐車をしないこと、他の利用者の妨げになります。
- （8）違反行為については口頭や貼紙で注意するので、注意を受けた場合は直ちに従うこと。  
再三に渡る注意に対し改善が見られない場合は、許可を取り消します。  
違反行為とは主に次に掲げる行為を指します。
  1. 駐車指定区域以外に駐車すること。
  2. 駐車許可証等の提示をしないこと。
  3. 磁気カードの又貸し等をする事。
  4. 徐行運転をしないこと。
  5. 静粛に走行・駐車をしないこと。

## 10 連絡体制について

### I 日常の連絡方法

学生の連絡事項は、原則として掲示板（CAMPUS SQUARE 掲示板を含む）に掲示します。掲示には、修学上・学生生活上重要なものを含みますので、1日に一度は必ず確認してください。掲示を見なかったという理由で、事後に異議申し立てはできません。

その他重要な情報は本学ホームページや弘前大学のE-mailアドレスに周知する場合があります。

また、急を要する場合については、携帯電話や自宅に連絡することがあります。その際は、CAMPUS SQUAREの連絡先情報を元に連絡します。電話に出られなかった場合は、留守電の内容をよく聞いて、関係窓口に連絡してください。（大学から連絡する際、電話番号は、「0172-39-0000」です。）

### II 緊急時連絡について

本学では、学生等に被害が及ぶおそれがある様々な危険を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的として、「弘前大学地震・火災・盗難・感染症対応マニュアル」を作成し、以下の本学ホームページ上でも公開しています。

ホームページアドレス

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/actions/kikikanri/>

様々な災害や盗難その他の事件・事故等に遭遇した場合は、上記の基本マニュアルを参照のうえ、状況により警察・消防へ届け出るようになりますが、自分の所属する学部・研究科の教務・学務担当窓口へも必ず届け出てください。



#### (1) 交通事故に遭遇した場合

いくら注意していても交通事故に遭遇してしまうことがあります。自動車運転の際は、必ず任意保険に加入するのはもちろんですが、自転車で通学する場合も学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）等何らかの保険に加入しておきましょう。

万一事故に遭遇した場合、被害者の場合は必ず運転者の氏名、住所、免許証番号、車の持ち主などを確認・記録し、小さな事故でも必ず警察へ届け出て事故証明を取っておきましょう。病院で診察を受けることも大切です。

なお、万一事故を起こしてしまった場合は、まずけが人の救助をして、救急車・警察・保険会社・大学へ連絡することが大切です。

#### (2) 課外活動中に事故に遭遇した場合

課外活動中の事件・事故については、学務部学生課へ連絡してください。

なお、学外で活動を行う際は、「学外課外活動届」を提出することを義務づけています。

詳細については [P22掲載課外活動行事について](#) を参照してください。

### III 安否確認について

本学では、大規模災害等（地震、台風など）の緊急時には、安否確認システム「ANPIC」（アンピック）により、学生の安否確認を行っています。

そのため、「ANPIC」への登録が必要ですので、必ず登録してください。安否を報告するには、メール、LINE、専用アプリを利用することができます。普段使っている連絡手段を複数登録しておくことで、簡単に安否報告できるので、事前に必ず登録しておきましょう。

以下の場合に「ANPIC」からメール等で安否確認の通知がありますので、折り返し必ず安否報告してください。

- 青森県において「震度6強」以上の地震が発生した場合
  - 弘前市周辺において「震度5強」以上の地震が発生した場合
  - 上記のほか、長期休業期間中に、
    - 青森県内（弘前市周辺除く）において「震度5強」以上の地震が発生した場合
    - 青森県外において「震度5強」以上の地震が発生した場合
- （災害の状況に応じて、連帯保証人の住所が当該地域に該当する学生対象に送信）
- そのほか、地震以外の大規模災害時、大事故等の緊急時

「ANPIC」の登録方法・使い方は、以下の本学ホームページを確認してください。  
ホームページアドレス <https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/actions/anic/>



# 03

## 学生表彰制度 及び懲戒

# ① 学生表彰制度及び懲戒

## I 学生の表彰制度

本学では、優秀な学生や学生団体を表彰する次の制度があり、毎年、学長から表彰されます。

### (1) 学生表彰制度

対象となるのは、研究活動で特に顕著な成果を挙げた学生等、社会活動で特に顕著な功績があった学生等、課外活動で特に顕著な功績があった学生等、サークル活動の活性化に顕著な功績があった学生団体です。

また、被表彰者を対象に、弘前大学基金 ネットワンシステムズ株式会社奨学基金「優秀学生等奨学支援事業」として、活動奨励費が支援されます。

### (2) 成績優秀学生の表彰

対象となるのは、学部2年次以上の学生及び大学院2年次（博士後期課程及び後期3年博士課程を除く。）学生で、前年度成績優秀な者です。

## II 学生の懲戒

犯罪や不正行為を行った場合は、学生といえども一般社会人と同様に法的な処分の対象となることはいうまでもありません。

大学では、それとは別に教育的指導の観点から、そうした学生に対して以下に従った懲戒処分を行います。

懲戒処分となった場合は、奨学金採用、授業料免除許可等に影響を及ぼします。

「弘前大学学生の懲戒等に関する規程」（P46掲載）により、

### 1 懲戒処分の対象行為とは、次の行為です。

#### (1) 試験等における不正行為及びそのほう助

次のことをすると不正行為となります。また、不正行為を行った場合は、懲戒処分を受けるとともに、教養教育科目、専門教育科目のうち、実験・実習及び実技科目を除いて、停学の場合は、原則として当該不正行為を行った学期において履修した全授業科目の単位が、訓告又は厳重注意の場合は、原則として当該不正行為を行った授業科目の単位が無効となります。

#### 【不正行為】

次のことをすると不正行為とみなします。

- a) 受験科目の内容を記載した物品、カンニングペーパーを使用又は身の回りに所持する。
- b) 教科書・参考書・ノート・プリントを使用又は身の回りに所持する（事前に許可されているものを除く）こと。
- c) 携帯電話・スマートフォン・電子辞書・電卓等の電子機器類を使用又は身の回りに所持する（事前に許可されているものを除く）こと。
- d) 他の学生の答案を見ること。
- e) 他の学生に答えを教えること。周囲の学生に見えるように答案や姿勢をすらすこと。
- f) 他の学生の代わりに受験すること。他の学生に自分の身代わりとして受験させること。
- g) 他の学生の代わりにレポートを作成すること。他の学生に自分の身代わりとしてレポートを作成させること。
- h) 他の学生の答案用紙と交換すること。
- i) 机や身体等に不正な書き込みをすること。
- j) その他、上記に準ずる行為（普段の小テストや小レポートにおける不正）及び成績評価や試験実施に支障が生ずる行為（監督者の注意または指示に従わなかった場合等）。

※また、レポートを作成する際に、他人のレポートを写したり、書籍やインターネット上の情報等を不正に利用する行為も不正行為となるので、絶対に行わないでください。

#### (2) 刑事事件等（交通事件、薬物犯罪、痴漢行為等犯罪、ストーカー犯罪、コンピュータ犯罪及びその他刑事事件）に関する行為

#### (3) ハラスメント行為

#### (4) 飲酒（飲酒の強要、20歳未満の者の飲酒）

#### (5) 研究活動不正行為

#### (6) その他学生としてあるまじき行為

## 2 懲戒処分の種類は以下のとおりです。

- 訓 告 …… 学生が行った非違行為を戒めて、事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことがないように注意すること。
- 停 学 …… 一定期間学生の登校を禁止すること。(所定の修業年限内に卒業できません。)
- 退 学 …… 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。

04

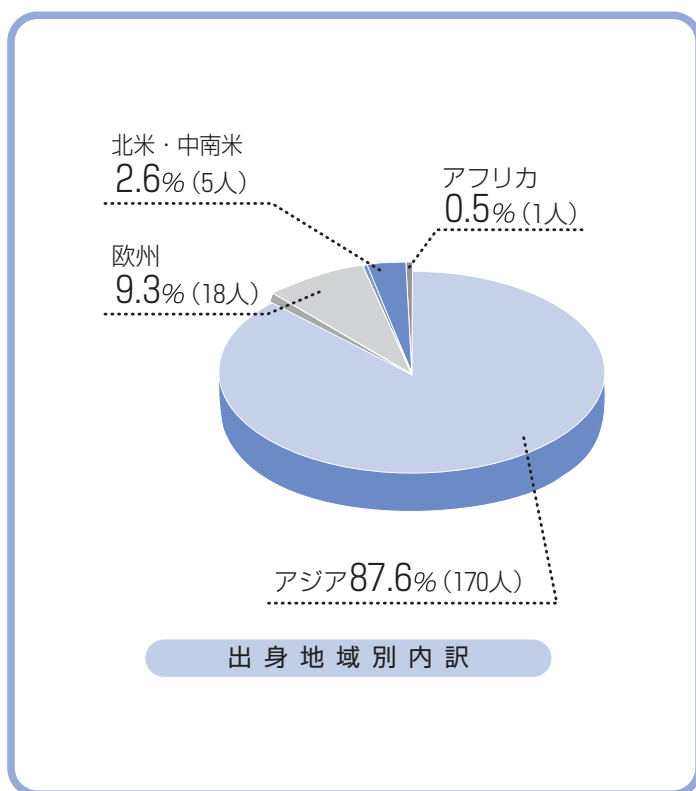
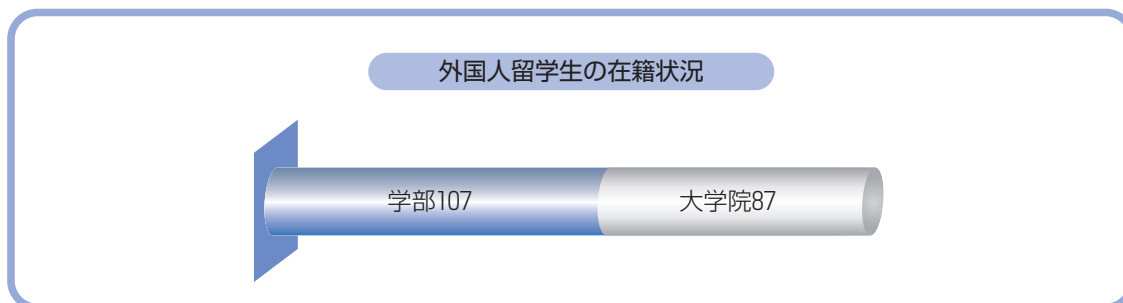
國際交流

## 1 国際交流

### I 外国人留学生の受入状況

本学に在籍する外国人留学生は194名です（2025年11月1日現在）。そのうちアジアからの留学生が約9割を占め、中国からの留学生が約7割となっています。今後も留学生の受け入れを積極的に行う方針であり、ますます留学生の交流が盛んになることが予想されます。

（2025年11月1日現在）



外国人留学生の受入状況

出身国・地域	人数
アメリカ	3
イタリア	8
インドネシア	7
韓国	9
コロンビア	1
ジンバブエ	1
スリランカ	1
セルビア	1
タイ	11
台湾	5
中国	128
バングラデシュ	2
フィリピン	1
フランス	7
ベトナム	1
マレーシア	4
ミャンマー	1
メキシコ	1
ロシア	2
合計	194

### II 協定校への派遣について

現在、世界23国・地域、58大学と大学間交流協定を締結しています。そのうち50大学と学生交流に関する覚書を交わし、学生交流を行っています。協定を結んだ大学とは、授業料不徴収の取り決めをしているため、授業料を払わずに留学できるという大きなメリットがあります。

なお、年度により募集日程および協定校一覧等に変更がありますので、必ず国際連携本部サポートオフィスで確認してください。

## 国際交流協定締結大学一覧

(2025年12月現在)

○大学間協定校

地 域	国・地域名	大 学 名	派遣枠数	備 考
ア ジ ア	中華人民共和国	哈爾濱師範大学	5	
		延辺大学	6	
		大連理工大学	6	
		鄭州大学	5	
		新疆工程学院	5	
		青島農業大学	3	
		太原理工大学	5	
		瀋陽化工大学	—	学生交流なし
		中南林業科技大学	5	
		東北大学	5	
		広東工業大学	2	
		遼寧石油化工大学	5	
		台湾	国立高雄大学	3
	開南大学		5	
	馬偕醫學院		—	学生交流なし
	国立屏東大学		5	
	中国文化大学		5	
	国立台北教育大学		2	
	大韓民国	南ソウル大学校	5	
		慶北大学校	5	
		釜山大学校	5	
		京畿大学校	5	
	タイ王国	チェンマイ大学	5	
		コンケン大学	5	
		タマサート大学	5	
	マレーシア	トゥンク・アブドゥル・ラーマン大学	5	
	インドネシア共和国	バンドン工科大学	—	学生交流なし
		インドネシア原子力庁	—	学生交流なし
ベトナム社会主義共和国	アンザン大学	5		
大 洋 州	ニュージーランド	オタゴ大学	3	
北 米	カナダ	マウント・ロイヤル大学	2	
		トンプソン・リバーズ大学	2	
	アメリカ合衆国	テネシー大学マーチン校	3	
		メイン州立大学	3	
		サンディエゴ州立大学	5	
		ハワイ大学コミュニティカレッジ	2	
		カリフォルニア州立大学モントレーベイ校	5	
		コロラド州立大学	—	学生交流なし
		ノースウェスト・ミズーリ州立大学	2	
	チリ共和国	ラ・フロンテラ大学	5	
メキシコ合衆国	オアハカ州立自治ベニートファレス大学	5		
	メキシコ国立自治大学	2		
欧 州	フランス共和国	ボルドー・モンテーニュ大学	6	
	ドイツ連邦共和国	トリア大学	3	
	ルーマニア	ヒッペリオン大学	3	
		アレクサンドル・ヨアン・クザ大学	2	
	ハンガリー	デブレッセン大学	5	
	ロシア連邦	イルクーツク大学	5	
	イタリア共和国	カターニア大学	5	
		トリノ大学	3	
		ベネチア・カ・フォスカリ大学アジア・北アフリカ学部	5	
		ローマ・ラ・サピエンツァ大学	3	
	ナポリ東洋大学	3		
	アイルランド	アイルランド環境保護庁	—	学生交流なし
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	東サラエボ大学	—	学生交流なし
	スペイン王国	エストレマドゥーラ大学	5	
	オランダ	ゾイド応用科学大学	2	
ア フ リ カ	アルジェリア民主人民共和国	オラン科学技術大学	—	学生交流なし

## ② 国際連携本部（サポートオフィス）

国際連携本部は、本学の国際化推進に係る施策の立案並びに大学間協定校等との交流を行うとともに、本学の教育研究の更なる国際化に資することを目的に設置され、サポートオフィスにおいて外国の大学に留学を希望する学生の派遣及び外国人留学生の受入れに係る支援を行っています。

国際連携本部サポートオフィスは、総合教育棟2階南側にあり、協定校のパンフレットやカタログを揃えて留学に関する情報提供を行う他、外国人留学生に必要な教育及び助言指導、協定校との交流事業や海外拠点に関する業務を行っています。

<https://www.kokusai.hirosaki-u.ac.jp/>

Facebook : <https://www.facebook.com/hirosaki.kokuren>

X(旧Twitter) : 弘前大学国際連携本部 (@hirodai\_kokuren)

Instagram : 弘前大学国際連携本部 (@kokusai\_hirosaki\_univ)

YouTube : 弘前大学国際連携本部 (<https://www.youtube.com/channel/UCPCh3lJWw5TfN8GjO3pYFmQ>)



国際連携本部  
ホームページ



**このホームページを手がかりにして、留学を考えてみませんか。**

## ③ English Lounge について

English Lounge（総合教育棟2階）は、弘前大学の自律言語学習センター（Self-Access Learning Center: SALC）として、留学や就職、大学院進学準備のためなど、より実践的な英語コミュニケーション能力を身につけたいと思う学生が、誰でも利用できる施設です。英語教員や、留学生サポーター等が常駐していて、会話の練習ができる他、基礎英語、TOEIC/TOEFL対策、文化、心理学、歴史など多彩なトピックを英語で学ぶセミナーを開講しています。英語を使用するゲームや、季節のイベントなど、楽しみながら英語を自然と学べる企画もたくさんあります。英語の書籍、英語資格試験対策教材等による学習も自由にでき、個別に英語学習に関するアドバイスを受けることもできます。本施設は登録不要ですので、ぜひご利用ください。

\*利用時間はホームページをご覧ください。

<https://home.hirosaki-u.ac.jp/salc/>



05

資格取得

## ① 教育職員免許状

教育職員免許状を取得するには、教育職員免許法に基づき、教育実習その他定められた科目の単位の単位を修得する必要があります。さらに、小学校及び中学校の教諭の免許状を取得する場合は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下介護等体験特例法という。）により、介護等体験が義務づけられています。これらのことについては、各学部で行われるガイダンスで具体的な説明をしますので、必ず出席してください。ガイダンスの日時等については、掲示でお知らせします。

### I 教育実習履修資格

教育実習を履修するには、次の単位の単位を修得していることが条件です。

- 1 各学部で規定している教養教育科目及び専門科目の単位を修得していること。
- 2 教育実習履修のための修得単位数については、各学部の学習案内・手引き等に記載されています。

### II 介護等体験履修資格

介護等体験を履修するには、次の単位の単位を修得していることが条件です。（教育学部及び医学部を除く。）

- 介護等体験を行う前年度末（2年次後期末）において、
  - ① 各学部で規定している教養教育科目の卒業所要単位のうち、人文社会科学部学生は20単位以上、理工学部学生及び農学生命科学部学生は16単位以上修得していること。
  - ② 各学部が定める「教職に関する科目」について、4単位以上修得していること。
  - ③ 上記②に示す4単位に、各自の専攻する学科（課程）の「教科に関する科目」の単位を合わせて20単位以上修得していること。

### III 関係法令の要旨と補足

#### (1) 教育職員免許法（抄）

（定義）

**第2条** この法律で「教育職員」とは、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

（免許）

**第3条** 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

（授与）

**第5条** 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位の単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。

#### (2) 介護等体験特例法（抄）

（趣旨）

**第1条** この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法の特例等を定めるものとする。

（教育職員免許法の特例）

**第2条** 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

各学部（教育学部を除く）で取得できる教育職員免許状

学 部	課 程 専 攻 学 科	取得できる免許状	
		種 類	教 科
人 文 社 会 科 学 部	文 化 創 生 課 程	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	国語, 英語, 社会
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	国語, 英語, 地理歴史
	社 会 経 営 課 程	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	社会
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	公民, 商業
医 学 部 保 健 学 科	看 護 学 専 攻	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	看護
理 工 学 部	数 物 科 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	数学, 理科
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	数学, 理科
	物 質 創 成 化 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	
	地 球 環 境 防 災 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	
	電 子 情 報 工 学 科	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	情報
	機 械 科 学 科	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	工業
		自 然 エ ネ ル ギ ー 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状
	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		
農 学 生 命 科 学 部	生 物 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科, 農業
	分 子 生 命 科 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科, 農業
	食 料 資 源 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科, 農業
	国 際 園 芸 農 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科, 農業
	地 域 環 境 工 学 科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科, 農業

教育学部で取得できる教育職員免許状

課程・専攻・コース・専修		取得できる教員免許状	所定の授業科目を追加履修することによって取得可能な免許状		
学校 教育 教員 養成 課程	初等 中等 教育 専攻	小学校 コース	小 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	幼 稚 園 教 諭 一 種 免 許 状	
		中学校 コース	国 語 専 修	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (国語) 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (国語)	※
			社 会 専 修	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (社会)	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (地理歴史) 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (公民)
			数 学 専 修	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (数学) 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (数学)	※
			理 科 専 修	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (理科) 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (理科)	
			音 楽 専 修	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (音楽) 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (音楽)	
			美 術 専 修	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (美術) 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (美術)	※
			保 健 体 育 専 修	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (保健体育) 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (保健体育)	
			技 術 専 修	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (技術)	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (工業)
			家 庭 科 専 修	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (家庭) 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (家庭)	
	英 語 専 修		中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (英語) 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (英語)		
	特 別 支 援 教 育 専 攻	小 学 校 コース	特 別 支 援 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域) 小 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		
中 学 校 コース		特 別 支 援 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域) 選 択 した 教 科 の 中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状			
養護教諭養成課程		養 護 教 諭 一 種 免 許 状	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (保健) 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (保健)		

※ 1 年次後期のサブコース選択の際に、教育科学サブコース又は発達心理サブコースを選択した場合は、高等学校一種免許状を取得するために、所定の授業科目の追加履修が必要である。

各研究科（教育学研究科以外）で取得できる教育職員免許状

研究科	専攻等	取得できる免許状	
		種類	教科
人文社会科学研究科	人文社会科学専攻 文化芸術コース 現代共生コース 政策科学コース	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 英語, 商業
保健学研究科	保健学専攻	高等学校教諭専修免許状	看護
理工学研究科	理工学専攻 数物科学コース (数理科学・応用数学分野)	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数学
	数物科学コース (物質宇宙物理学分野)	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科
	物質創成化学コース		
	地球環境防災学コース		
	電子情報工学コース	高等学校教諭専修免許状	情報
	機械科学コース	高等学校教諭専修免許状	工業
	自然エネルギー学コース	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻 生物学コース 分子生命科学コース 食料資源学コース 国際園芸農学コース 地域環境工学コース	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科, 農業

教育学研究科 教育職員免許状の種類

専攻	コース	取得できる免許状	免許教科の種類
教職実践専攻	ミドルリーダー養成コース 学校教育実践コース 教科領域実践コース 特別支援教育実践コース	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 中国語, ロシア語, スペイン語, イタリア語, 朝鮮語, 宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 中国語, ロシア語, スペイン語, イタリア語, 朝鮮語, 宗教
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者
		養護教諭専修免許状	

## ② その他の資格

博物館の学芸員となる資格を大学において取得するには、博物館法第5条に基づき、同法施行規則第1条に定める博物館に関する科目の単位修得が必要です。

### ■博物館法（抄）

#### 第1章 総 則

（館長、学芸員その他の職員）

#### 第4条

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

（学芸員の資格）

#### 第5条

1 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

### ■博物館法施行規則（抄）

#### 第1章 博物館に関する科目の単位

（博物館に関する科目の単位）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第5条第1項第1号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科 目	単位数
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3

（博物館実習）

第2条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第2条第1項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第31条第1項の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

注 本学における資格取得のための条件やプロセス、各学部における履修の仕方などについては、全学部の1年生を対象として4月に開催される「学芸員資格取得ガイダンス」で、資料配付の上、詳しい説明がありますので、希望者は必ずそれに参加してください。また、本カリキュラムは3年次以降や大学院進学後からの履修は事実上不可能で、1年次後期から着実に単位取得を進める必要があります。

●各学部独自に取得できる資格もありますので、担当窓口へ問い合わせてください。

06

就職關係

# ① キャリアセンターについて

## I キャリアセンター

学年・学部・研究科を問わず、どなたでも利用できます。お気軽においでください。

■利用時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始等を除く）9：15～17：00

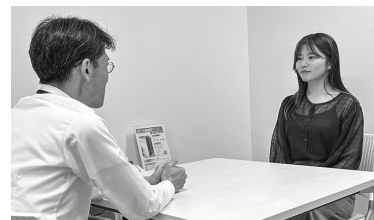
■場 所：総合教育棟1階（文京町キャンパス）



## II 進路・就職相談

専任のキャリアアドバイザー3名が、年間を通して相談に対応しています。

1年生から利用することができ、就職活動に向けて何をすればよいのか、という初歩的な相談から、インターンシップ参加のための準備、採用試験に向けた面接練習やエントリーシート添削等、様々な相談に対応します。



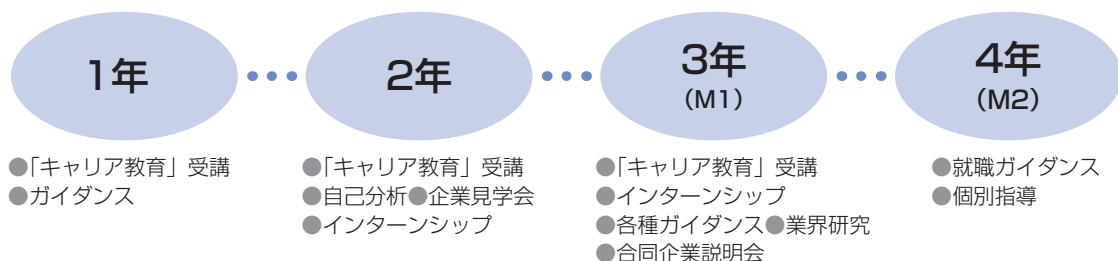
## III ガイダンス・企業説明会等

民間企業・公務員といった志望分野別や業界研究を主眼とするガイダンスを年間を通して多数実施しています。自己分析、志望する分野や企業の絞り込み、履歴書やエントリーシートの書き方等の事前準備を経て、就職活動は本格化していきます。また、学内で開催する企業研究セミナーや合同企業説明会も、さまざまな企業等を知る機会となっています。



## IV キャリア支援

本学では、キャリア教育の取り組みを、社会全体の中での人生の在り方を見つけ、実現するための「生き方教育」と位置付けしています。地域の活性化を支える高い教養と幅広い知識を有する社会人として、社会に羽ばたくためのキャリア形成を促します。



キャリアセンターの詳細については、キャリアセンター HP をご覧ください。

◆ <https://career.hirosaki-u.ac.jp/>



キャリアセンター HP



キャリアセンター LINE

## ② インターンシップについて

インターンシップとは、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」です。

各学部で専門科目としてインターンシップの単位認定をしておりますので、詳細については各学部の教務担当、または授業担当教員に確認してください。インターンシップへの参加は、早い時期に職業体験を行うことによって社会人としての経験を積み、自己の職業適性や将来設計について考える機会ですので、ぜひ参加してください。

また、単位認定対象とならない「自由参加」のオープン・カンパニー等は全学対象であり、情報提供などの支援を行っています。詳細についてはキャリアセンターにお問い合わせください。

### ◆ インターンシップの種類

インターンシップは内容やその形態からいくつかの種類に分けることができます。

種 類	内 容	企業側の目的
就業体験型	実際の通常業務を体験 (5日～2週間)	社会貢献 (+採用活動)
プロジェクト型	グループワーク等 (期間内に課題解決)	広報活動 (+採用活動)
長期実践型	長期の実践研修 (1か月～6か月)	社会貢献 (+採用活動)

# 07

## 学生に係る 主要規程

規程等については、本学ホームページに掲載しており、変更等が生じた場合は、  
随時更新していますので、ご利用の際は、必ず確認してください。

以下の項目は本学ホームページに掲載しています。

本便覧記載の項目についても、必要に応じて改正等を行う場合がありますので、最新のものとはホームページよりご確認ください。

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/education/syllabus/#gakusoku>

(トップページ▶教育▶授業・履修▶学生に係る主要規程)



• **弘前大学学則**

• **弘前大学大学院学則**

- 弘前大学学位規則
- 弘前大学各学部共通規程
- 弘前大学大学院各研究科共通規程
- 弘前大学における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程
- 弘前大学教養教育履修規程
- 弘前大学大学院長期履修学生に関する規程
- 修学支援に伴う授業料等減免及び徴収猶予等に関する規程
- 修学支援に伴う入学料減免及び徴収猶予等に関する規程
- 授業料等免除及び徴収猶予に関する規程
- 入学料免除及び徴収猶予に関する規程
- 学寮管理運営規程
- 職業紹介業務運営規程
- 教育推進機構キャリアセンター要項
- 弘前大学学生の懲戒等に関する規程
- 大学会館規程
- 大学会館使用細則
- 国際交流会館規程
- 国際交流会館使用細則
- 深浦ハウス規程
- 深浦ハウス使用細則
- 課外活動団体取扱細則
- 課外活動団体共用施設使用細則
- 体育施設規程
- 体育施設使用細則
- 学生担任制度に関する要項
- 弘前大学学生の氏名変更、旧姓使用及び通称名使用に関する要項
- 弘前大学における授業の欠席に関する取扱要項

○ **ハラスメント防止等**

- ハラスメント防止等に関する規程について

○ **その他**

- 毒物及び劇物取扱の手引き

# 08

キャンパス案内  
(構内図・業務担当窓口・配置図)

# ① 学部・研究科等（業務担当窓口含む）連絡先等【学生関係抜粋】

配置図の番号	名称等	所在地	電話番号	
1	事務局	〒036-8560 弘前市文京町1	0172(36)2111(代)	
2	学務部（総合教育棟）：教務課、学生課、入試課、就職支援室			
3	人文社会科学部・大学院人文社会科学研究科			
4-1	教育学部・大学院教育学研究科 附属教育実践総合センター、附属教員養成学研究開発センター			
4-2	附属幼稚園	〒036-8152 弘前市学園町1-1	0172(32)6815	
	附属小学校		0172(33)1906	
	附属中学校		0172(33)2159	
4-3	附属特別支援学校	〒036-8174 弘前市富野町1-76	0172(36)5021	
5-1	医学部医学科・大学院医学研究科	〒036-8562 弘前市在府町5	0172(33)5111(代)	
5-2	附属病院	〒036-8563 弘前市本町53		
6-1	附属動物実験施設	〒036-8562 弘前市在府町5		
7	医学部保健学科・心理支援科学科・大学院保健学研究科	〒036-8564 弘前市本町66-1		
8-1	理工学部・大学院理工学研究科	〒036-8561 弘前市文京町3	0172(36)2111(代)	
8-2	附属地震火山観測所			
9-1	農学生命科学部・大学院農学生命科学研究科			
9-2	附属遺伝子実験施設			
10-1	附属生物共生教育	〒038-3802 藤崎町藤崎下袋7-1	0172(75)3026	
10-2	研究センター	〒037-0202 五所川原市金木町芦野84	0173(53)2029	
11-1	附属白神自然環境研究センター	〒036-8561 弘前市文京町3	0172(36)2111(代)	
11-2	附属白神自然環境研究センター	白神自然観察園	〒036-1424 西目屋村川原平101-1	0172(85)2008
11-3		田代分室	〒036-1411 西目屋村田代稲元143 西目屋村中央公民館 (平和会館)2階	0172(36)2111(代)
3		大学院地域社会研究科 大学院地域共創科学研究科	〒036-8560 弘前市文京町1	0172(36)2111(代)

## 学内共同教育施設

配置図の番号	名称等	所在地	電話番号
12	保健管理センター	〒036-8560 弘前市文京町1	0172(36)2111(代)
13	出版会		
14	資料館		
15	国際連携本部		
16	情報連携統括本部 情報基盤センター	〒036-8561 弘前市文京町3	0172(33)5111(代)
17	共用機器基盤センター		
6-2	アイントープ総合実験室	〒036-8562 弘前市在府町5	0172(33)5111(代)

## その他

配置図の番号	名称等	所在地	電話番号
18	附属図書館	〒036-8560 弘前市文京町1	0172(36)2111(代)
19	創立50周年記念会館		
20	附属図書館医学部分館	〒036-8562 弘前市在府町5	0172(33)5111(代)

## 研究所

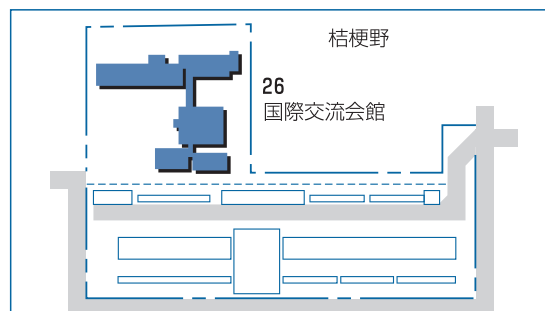
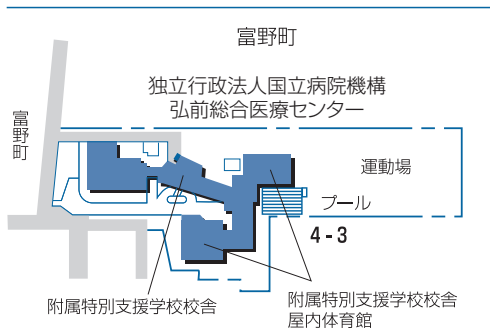
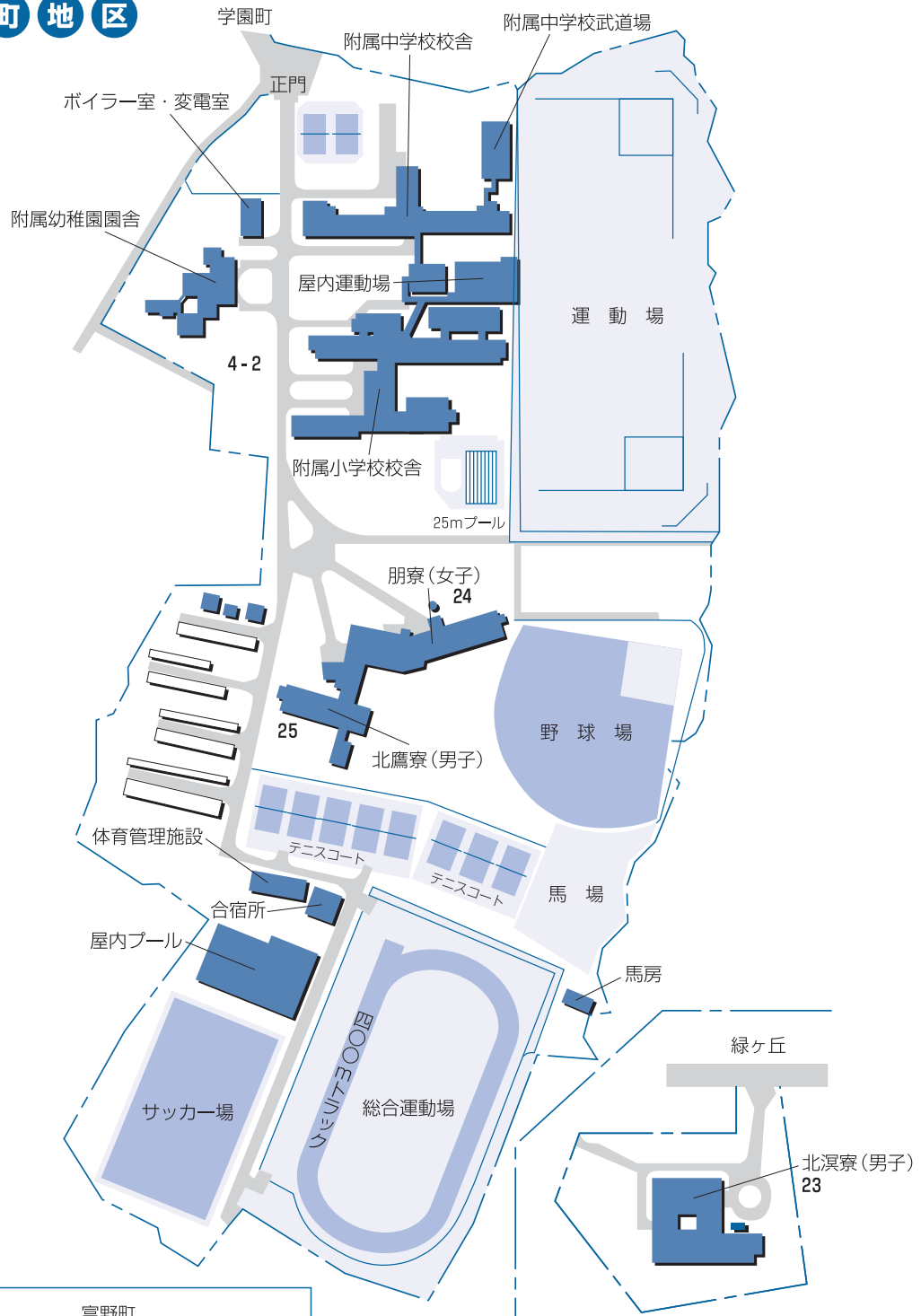
配置図の番号	名称等	所在地	電話番号	
21	地域戦略研究所	新エネルギー研究部門	〒036-8561 弘前市文京町3	0172(36)2111(代)
		食料科学研究部門		
22	被ばく医療総合研究所	〒036-8564 弘前市本町66-1	0172(39)5401	

## 学寮

配置図の番号	名称等	所在地	電話番号
23	北溟寮	〒036-8253 弘前市緑ヶ丘1-8-4	0172(33)7337
24	朋寮	〒036-8152 弘前市学園町1-1	0172(32)2910
25	北鷹寮		
26	国際交流会館	〒036-8227 弘前市桔梗野2-20-17	0172(37)6854

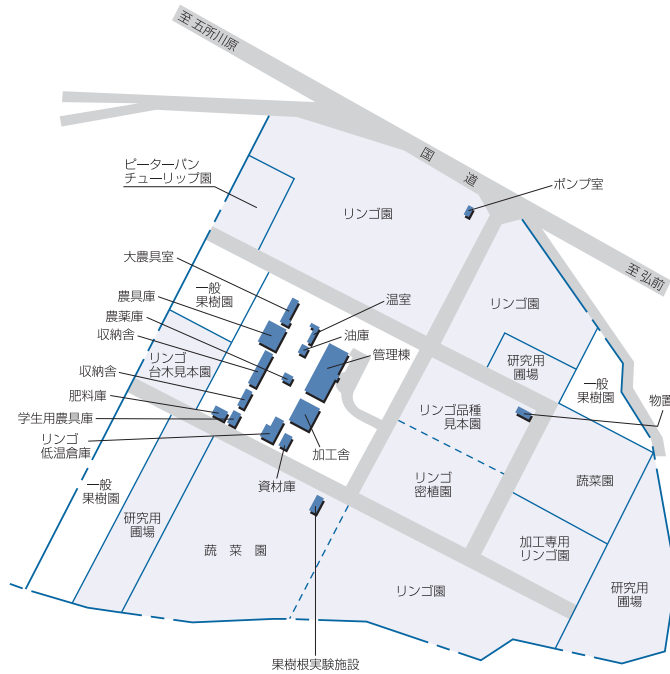


学園町地区

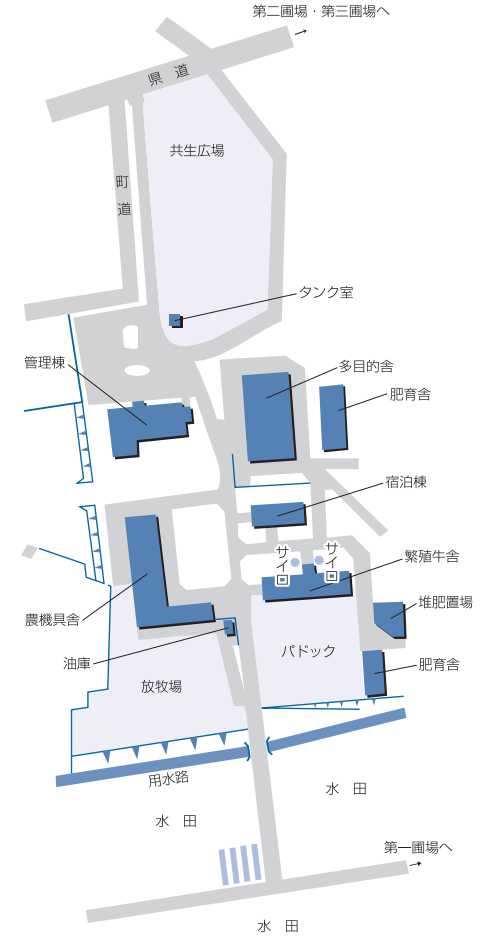


生物共生教育研究センター

藤崎農場 10-1

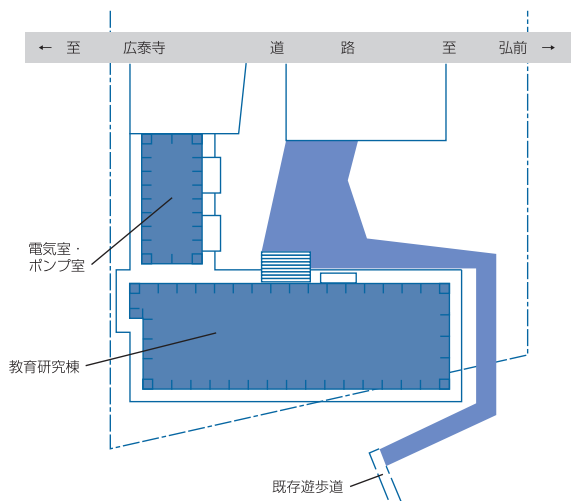


金木農場 10-2

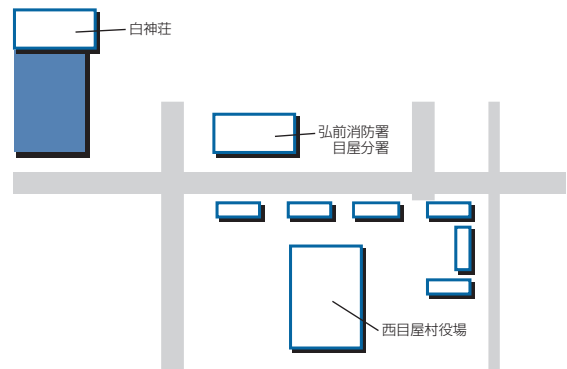


白神自然環境研究センター

白神自然観察園 11-2



田代分室 11-3



# 弘前大学学生歌

Animato ♩ = 96

*mp* *mf* *mp* *P* *cresc.* *mf* *f>* *mf* *marcato* *f>*

み ち と お く - き わ ま る と こ ろ ゆ  
 は な ひ ら く - こ じ ょ の さ - く ら み

き と - け て か す む や ま な み ゆ く  
 ど り - こ き つ が る の ひ ろ の

み - ず - も お と さ わ や か に わ こ う の の

- こ こ ろ そ き よ き こ ぞ り た た え ん せ い

し ゅ ん の ひ を こ ぞ り た た え ん せ い し ゅ ん の ひ を

## 弘前大学学生歌

前井 卓 豊  
 田 上  
 卓 豊  
 作曲 作詞

一、  
 道遠く 極まるどころ  
 雪とけて 霞む山なみ  
 花ひらく 古城のさくら  
 緑こき 津軽のひろ野  
 行く水も音さわやかに  
 若人の 心ぞ清き

こぞりたたえん 青春の日を  
 こぞりたたえん 青春の日を

二、  
 星光り 月明らかに  
 秋たけて もみじ血にもゆ  
 学びやも 雪に埋れ  
 おのがじし 思いは深く  
 世のうつつ きびしけれども  
 若人の 望みは高し  
 ともにうたわん 弘大の意気  
 ともにうたわん 弘大の意気



←左記の二次元コードから弘前大学ホームページ内の弘前大学学生歌のページへアクセスすると、本学学生団体が演奏する学生歌を聴くことができます。

学籍番号

---

氏 名

---



HIROSAKI  
UNIVERSITY

#### 弘前大学ロゴマーク

弘前市が全国に誇れる「桜」をモチーフにし、5学部の桜の花が集結し、未来に向けひとつ大きな花を開花させるというイメージを図案化。中央にある丸は地球をイメージしており、弘前大学の卒業生がビジネス&研究において優秀な人材として貢献し、世界を飛びまわるという工夫を加えた表現にもしております。また、それぞれのカラーは、5学部のカラーを表現しており、(赤)医学部、(橙)教育学部、(緑)農学生命科学部、(紺)理工学部、(紫)人文社会科学部としています。

さらに、地球の周りに桜を散りばめているようなイメージは、人工衛星的なイメージにも見え「地域発信の拠点となる弘前大学」という意味もあります。

全体の色味としても現代風のカラフルな色彩にしており、フレッシュ感と躍動感、そして楽しいキャンパスライフという活気に満ちあふれたマークに仕上がっています。